



Home Office

オペレーションガイダンスノート

エチオピア

目次

1. はじめに	1.1 – 1.6
2. 国別評価	2.1
保護のアクター	2.2
国内再移動	2.3
国別指針判例法	2.4
3. 申請の主なカテゴリー	3.1 – 3.14
ONLF 又は OLF のメンバー	3.15
政治的敵対勢力のメンバー	3.16
エチオピア／エリトリア出身の混血の人	3.17
ジャーナリストと人権活動家の扱い	3.18
女性	3.19
刑務所の状態	3.20
4. 自らの権利を請求する未成年者	4.1 – 4.5
5. 医療	5.1 – 5.7
6. 帰還	6.1 – 6.5

1. はじめに

- 1.1 本書は、英国内務省のケースワーカーに、申請が、庇護、人道的保護、又は裁量許可 (discretionary leave) の付与を正当化する可能性が高いものであるかどうかを含めて、エチオピアの国民／居住者から受理する最も一般的な種類の申請の性質と扱いについての指針を提供する。ケースワーカーは、これらの分野に関する政策のさらなる詳細について、関連する庇護指針 (AI : Asylum Instruction) を参照しなければならない。
- 1.2 ケースワーカーは、本指針書における出身国情報 (COI) に関する決定に基礎を置いてはならない。それは背景のみを示すために記載されているものであり、包括的であるとは言えない。
- 1.3 本指針書における結論は、本書に記載した短い抜粋だけでなく、利用可能な証拠の総体に基づくものであり、ケースワーカーも同様に、全ての利用可能な証拠を考慮しな

なければならない。

- 1.4** 申請は個別に検討されるべきであるが、本書に示されている指針を十分に考慮するべきである。庇護又は人道的保護の申請を検討する場合、ケースワーカーは、入国管理規則 (Immigration Rules) の付録 FM (家庭生活) 及び第 276 節 ADE から第 276 節 DH (私生活) までの規定に従って、欧州人権条約 (ECHR : European Convention on Human Rights) の第 8 条のあらゆる要素を考慮しなければならない。
- 1.5** ある人を追放に関して検討する場合、ケースワーカーは、入国管理規則の第 13 部の規定に従って、ECHR の第 8 条のあらゆる要素を考慮しなければならない。ケースワーカーは、公開された政策に従って、申請者が裁量許可の資格を有するかどうかを検討しなければならない。
- 1.6** 検討後に申請が却下されるならば、ケースワーカーは、そのような却下が、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality Immigration and Asylum Act 2002) の第 94 条(2) における個別証明権に基づいて明確に根拠がないと保証されうるかどうかを検討するべきである。申請は、それが不適格であると判断されざるを得ないほど明らかに実質を欠いたものであるならば、明らかに根拠がないものであろう。

2. 国別評価

- 2.1** エチオピアに関して作成された出身国情報 (COI : Country of Origin Information) 報告はない。国別情報が必要とされる場合、ケースワーカーはホライズン (Horizon) イントラネットサイトで利用可能な要請書を使用して、出身国情報サービス (COIS : Country of Origin Information Service) に連絡するべきである：次を参照—「出身国情報 (COI) 要請書を作成するには」

2.2 保護のアクター

- 2.2.1** ケースワーカーは、AI のセクション 7—[庇護申請の審査と信憑性の評価](#)を参照しなければならない。庇護の資格を得るには、条約の根拠である迫害の恐れが認められなければならない。また、迫害の恐れが十分に認められて、申請者が出身国又は常住地で保護を求めることが迫害の恐れのために不可能であるか、又は望めないことを証明できなければならない。ケースワーカーは、申請者が当局又は国家の全体もしくは重要な部分を支配する組織の保護を求めたかどうか、保護を求めた場合の結果、あるいは保護を求めなかった理由を考慮しなければならない。
- 2.2.2** 有効な保護は、一般に、当局 (又は国家の全体もしくは重要な部分を支配するその他の組織) が、例えば迫害又は深刻な危害に相当する行為の検出、起訴、及び処罰に有効な法律制度の運用によって、迫害又は深刻な危害を防止する妥当な措置を講じる場合に、また、申請者がそのような保護にアクセスした場合に提供される。

- 2.2.3** 米国国務省（USSD : US State Department）は、同省のエチオピアに関する 2012 年人権慣行報告書（2012 Human Rights Practices report for Ethiopia）において次のように述べている。「[エチオピア] 連邦警察は、議会の監督下に属する連邦省（Ministry of Federal Affairs）に報告を行う。監督体制は実際には緩やかである。エチオピアの 9 州の各々には、州の文民当局に報告を行う州警察又は特別警察がいる。地方の民兵組織は国内各地で活動しており、州警察や連邦警察、及び州軍や連邦軍と緩やかに連携し、連携の度合いは州によって異なる。多くの場合、このような民兵組織は地方のエチオピア人民革命民主戦線（EPRDF : Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front）の政治的ボスの拡張として機能した。」¹
- 2.2.4** USSD は、その 2012 年テロに関する国別報告書－エチオピア（Country Report on Terrorism – Ethiopia）において次のように述べている。「エチオピアの国家情報公安部（NISS : National Intelligence and Security Service）は、情報、国境警備、及び犯罪捜査に広範な権限を有しており、対テロ活動全般に責任を負う。」²
- 2.2.5** 「エチオピア政府は 46 人の人々に有罪宣告した。そのうち 24 人は、同政府の 2009 年の反テロ宣言（Anti-Terrorism Proclamation）の下で欠席裁判にかけられていた。その中には、アルカイダ（AQ : al-Qaida）下部組織の 11 人とオガデン民族解放戦線（ONLF : Ogaden National Liberation Front）の 3 人のメンバーが含まれていた。有罪宣告された者には、12 人のジャーナリスト、野党の有力政治家、及活動家も含まれており、複数の国際人権団体と外国の外交使節団によって、裁判は政治的に動機づけられたもので、テロとの結びつきよりもむしろ政治的性質の行為を暗示する証拠に基づいていると見なされた。政府は、宗教問題に政府が干渉していると非難する抗議に関連して 28 人のイスラム教徒を起訴する際にも反テロ宣言を引き合いに出し、外国の大使館から違法に資金を受け取ったとして 1 人のイスラム教徒を告発した。」³
- 2.2.6** 2013 年世界の自由度（Freedom in the World）報告－エチオピアにおいて、フリーダムハウス（Freedom House）は次のように述べている。「反テロ宣言は、告訴せずに最高 4 ヶ月まで容疑者の勾留を許しており、治安部隊に大きな裁量を与える。それは、政治的敵対勢力の 100 人を超えるメンバーを拘置するために 2011 年に使用された。彼らが裁判を待っている間、テロリストの容疑をかけられた者は法的援助を許されなかった。」⁴
- 2.2.7** USSD の人権報告書は次のようにも述べている。「治安部隊は効果的であったが、刑罰免除は依然として深刻な問題となっていた。連邦警察による人権侵害を調査するために用いられた手段は知られていなかった。人権侵害に関する数多くの不満は、ソマリ州特別警察（Somali Region Special Police）について申し立てられた。そのメンバーの何人かは無秩序行為を理由に逮捕されたということである。政府はめったに、民

¹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：警察と保安機構の役割。5ページ](#)

² [米国国務省：2012年国別報告書：テロ：エチオピア：2013年5月30日：立法、法の執行、及び国境警備。](#)

³ [米国国務省：2012年国別報告書：テロ：エチオピア：2013年5月30日：立法、法の執行、及び国境警備。](#)

⁴ [フリーダムハウス、2013年世界の自由度－エチオピア、2013年5月9日：政治的権利と市民の自由。](#)

間人に対する恣意的拘禁や殴打などの地方治安部隊による虐待についての調査の結果を公開しなかった。」⁵ 「当局は、日常的に令状なしで人を勾留し、弁護士へのアクセス、そして場合によっては、特に外部の州にいる家族へのアクセスを拒否した。一部の被勾留者は、起訴されず、裁判も受けないまま、数年間にわたって拘束されていたと報告した。」⁶

2.2.8 2010年に、国連拷問禁止委員会（UN Committee Against Torture）は、拷問の使用についての告発が「警察署、拘置所、連邦刑務所、軍事基地、及び非公式又は秘密の拘置場所の指揮官の参加、扇動、又は同意によって頻繁に発生したと報告した。そのような乱用についての報告は、2010年の間に続いた。情報筋は、Maekelawi（アジスアベバ（Addis Ababa）の中央警察捜査本部）では自白を引き出すために、捜査官がしばしば身体的虐待を用いたと広く信じていた。当局は、外交官や NGO による Maekelawi へのアクセスを制限し続けた。」⁷

2.2.9 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）は、その2013年ワールドレポート：エチオピアにおいて、エチオピアが「ソマリ州、オロミア（Oromia）州、ガンベラ（Gambella）州などの州拘置所や兵舎だけでなく、アジスアベバの連邦警察調査センター（federal police investigation centre）、別名 Maekelawi での拷問を記録し続けていると報告する。政治的に注意を要する事件の勾留、公判前拘置、及び裁判段階の間に、法律相談への不安定なアクセスと他の正当な法手続きの保証に対する十分な尊重の不足が生じる。」⁸

2.2.10 USSD 人権報告書は、続けて次のように述べている。「政府は、警察と軍の新メンバーに人権トレーニングを提供する取り組みを続けていた。その年の間に、政府は、憲法と国際人権条約に関するより多くの資料を盛り込むことによって、その人権トレーニングとカリキュラムを改善して専門化するために、全ての人に正義を一刑務所仲間エチオピア（JFA-PFE : Justice For All - Prison Fellowship Ethiopia）[国内 NGO] とエチオピア人権委員会（EHRC : Ethiopian Human Rights Commission）からの援助を受け入れ続けた。JFA-PFE と EHRC は、警察本部長、検察、判事、刑務所管理者、及び民兵組織のための人権トレーニングをティグレ（Tigray）州、アムハラ（Amhara）州、オロミア州、アファール州、南部諸民族州（SNNP Southern Nations, Nationalities and People's Region）、ガンベラ州、アジスアベバで実施した。」⁹

2.2.11 フリーダムハウスは、「裁判官は公式には独立しているものの、その判決はめったに政府の政策から逸脱しない。腐敗はエチオピアの重要な問題である。2011年にトラン

⁵ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：警察と保安機構の役割。5ページ](#)

⁶ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：逮捕手続きと拘置中の扱い：6ページ](#)

⁷ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 拷問その他の残酷な、非人道的な、あるいは劣悪な扱い又は処罰：3ページ](#)

⁸ [ヒューマン・ライツ・ウォッチ：2013年ワールドレポート：エチオピア：2013年1月31日：超法規的処刑、拷問、その他の拘置中の乱用](#)

⁹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：警察と保安機構の役割。](#)

スペアレンシー・インターナショナル (TI : Transparency International) によって実施された 1,000 人の調査では、回答者の 64 パーセントが税関職員に、55 パーセントが司法機関のメンバーに賄賂を贈らなければならなかったと報告した」と述べている。¹⁰ 「民事法廷は高い独立性をもって運営されていたが、刑事法廷は弱く、過度な負担をかけられ、政治的な影響に左右され続けていた。憲法は、宗教的・伝統的裁判所の両方、又は慣習的裁判所を認めている。」¹¹

2.2.12 「裁判所制度は陪審裁判を採用していない。有資格のスタッフの司法上の非効率性と不足は、しばしば裁判手続きの深刻な遅れを招いており、法令の適用を予測不可能にした。被告は裁判の開始まで、しばしば彼らに対する具体的な罪状を知らなかった。これは被告側の弁護士にも、適切な弁護を提供するための準備不足をもたらした。」¹²

2.2.13 「農村地域に住む多くの市民は、一般にほとんど正式な司法制度にアクセスできず、紛争を解決するのに伝統的な手段に頼っていた。法律によって、紛争の全ての当事者は、裁判所が訴訟事件を審理する前に、伝統的な裁判所か、又は宗教的な裁判所を使うことに合意しなければならず、どの当事者も常に正規の裁判所に上訴することができる。シャリーア (イスラム法) 裁判所はイスラム教徒に関係する宗教と家庭の事件を審理することができる。シャリーア裁判所は政府から出資を受けており、イスラム教徒が多数派であるソマリ州とアファール州では事件の大多数を裁いている。さらに、長老会議のような他の伝統的な裁判の制度も機能し続けている。女性は慣習上、長老会議への参加から除外されるため、また、農村地域には強い性差別があるため、伝統的な裁判制度において自由かつ公正な審理を受けられないと述べる女性もいた。¹³

2.2.14 アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) は、2009 年の慈善及び協会活動に関する宣言 (CSP : Charities and Societies Proclamation) が、エチオピアでの人権活動を過度に制限していると報告する。この宣言は、人権団体が不可欠な出資を得ることを許さず、政府の慈善・社会活動局 (Charities and Societies Agency) に、人権団体の業務に介入し、これを妨げる幅広い権限を与えて、国内での募金活動に煩わしい制限を加え、さらに、機密性の原則に違反することによって人権侵害の被害者を危険に晒し、人権団体に対するその影響を通して、援助と改善策へのアクセスを被害者に許さない。したがって、この法律は、すべてのエチオピア人の権利の促進と保護を制限する効果がある。CSP の結果、現在では人権擁護のために活動する国内の人権団体がほとんどなくなってしまった。法執行機関自体が、人権侵害のために日常的に告発されている。司法制度は独立性を著しく欠いている。このような背景において、人権団体に対する CSP の影響は、人権違反が概ね監視されず、報告されてお

¹⁰ [フリーダムハウス、2013 年世界の自由度－エチオピア、2013 年 5 月 9 日：政治的権利と市民の自由。](#)

¹¹ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：逮捕手続きと拘留中の扱い：6 ページ](#)

¹² [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：逮捕手続きと拘留中の扱い：裁判手続き、6 ページ](#)

¹³ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：d. 恣意的逮捕又は拘禁：逮捕手続きと拘留中の扱い：裁判手続き、7 ページ](#)

らず、改善されないまま進行することにつながっている。¹⁴

2.2.15 結論：申請者の恐れが、国家当局による、又は国家のために行動しているエージェントによる虐待／迫害についてのものであるならば、申請者が国家当局に保護を申請することはできそうにない。エチオピアの裁判プロセスにおける性差別に鑑み、女性と女性世帯主からの申請には特別な配慮が為されるべきである。

2.2.16 虐待／迫害が非国家的エージェントによるものであれば、ケースオーナーは、申請者、グループの活動地域、及びこれらのエージェントによる人権侵害からの保護を提供する国家の自発性と能力の証拠の具体的な特徴を考慮して、ケースバイケースで、効果的な保護の利用可能性を評価するべきである。

2.3 国内再移動

2.3.1 申請者の恐れのカテゴリーが、国家当局による虐待／迫害についてのものである場合、そのような迫害から逃れるための国内再移動は一般に選択肢にはならないであろう。しかし、ケースワーカーは、入国管理規則（Immigration Rules）の第 339 節 O に定める審査を適用するために、国内再移動が「妥当な」選択肢となりうる状況についての指針に関して、[国内再移動](#)についての AI、そして女性の申請者の場合には、[庇護申請におけるジェンダー問題](#)についての AI を参照しなければならない。

2.3.2 国内再移動が国家及び非国家エージェントの両方の迫害の事案に関連する可能性があることに留意するのは重要であるが、たいていの場合国内再移動は、地方の非国家エージェントによる迫害行為の背景に関連している可能性が最も高い。帰還国の一部に、ある人が迫害されることへの十分な根拠による恐れを抱かず、当人がそこに滞在することが合理的に期待しうる場所があるならば、申請者は庇護を与えられる資格に適さないであろう。同様に、帰還国の一部に、当人が深刻な危害を被る現実的な危険に直面せず、当人がそこに滞在することが合理的に期待しうる場所があるならば、申請者は人道的保護の資格に適さないであろう。

2.3.3 帰還国の該当する一部の場所における一般的な状況と、いかなるジェンダー問題も含めた当人の個人的な状況の両方が考慮されるべきである。ケースワーカーは、このことが適用可能な場合、庇護申請におけるジェンダーの問題を参照しなければならない。関連書類の再発行の問題など、帰還を阻む技術的障害がありうるという事実は、国内再移動が適用されることを妨げない。

2.3.4 申請者の恐れカテゴリーが国家当局による虐待／迫害についてのものである場合、そのような迫害から逃れるための国内再移動は一般に選択肢にはならないであろう。国内再移動が、国家エージェントによる、又はそれに委ねられた、又はその黙認の下での虐待／迫害に対する現実的な危険を回避するに実行可能な方法であるかどうかについては、非常に注意深く検討しなければならない。自らの出身地域において、国家

¹⁴ [アムネスティ・インターナショナル、国連人権理事会（UN Human Rights Council）に提出された声明書、2012年9月12日](#)

又は非国家のアクターのどちらからであるかにかかわらず、虐待／迫害の現実的な危険に直面する申請者が、申請者が現実的な危険に晒されないような当該国の一部の場所に再移動することができるならば、また、そうすることを申請者に期待することが不当ではなければ、庇護又は人道的保護は却下されるべきである。

2.3.5 USSD はその人権報告書において次のように述べている。「法律は国内での移動、国外渡航、移住、及び本国帰還の自由について規定しているが、政府は実際にはこれらの権利の一部を制限する。政府は緩和し続けているとは言え、ソマリ州のオガデン地域への、またその内部における人々の移動に対する制限を完全に解除したわけではなく、ONLF が治安上の脅威であると主張し続けている。政府は、国内避難民 (IDP)、難民、帰還難民、庇護申請者、無国籍者、及びその他の懸念対象者に保護と援助を提供するために、国連難民高等弁務官 (UNHCR : UN High Commissioner for Refugees) 事務所や他の人道主義団体と協力した。¹⁵

2.3.6 同じ USSD 報告は次のように述べている。「連邦レベルの政府は、IDP を明確に識別される集団と認めておらず、IDP の保護、帰還、再定住、又は持続的解決策などの問題への対応を担当する専門部局は存在しない。政府は IDP に関するデータを保管していなかった。ガンベラ州、オロミア州、SNNPR、ソマリ州での紛争により避難した多くの人々は、その後も避難した状態が続いている。干ばつもその年における避難の原因となった。人権団体、メディア、人道機関、外交使節団のアクセスを紛争被害地に限定する制限は、特に Fik、Degahbur、Korahe、及び Warder の一部といったソマリ州の紛争地帯に関して続いていた。前年に始まったそのような制限の部分的緩和は継続しており、特にソマリ州における人道機関のアクセスは改善している。」¹⁶

2.3.7 2013年4月に、国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Centre) は次のように報告した。「エチオピアでは、自然災害と人為的原因による災害が毎年数千人にのぼる人々の居場所を奪っている。エチオピアは、資源へのアクセスと土地をめぐる民族集団間の、また、自治を求める反乱運動と政府との間の、数十年にわたる暴力を経験してきた。避難は、ガンベラ州やベニシヤングル・グムズ (Benishangul-Gumuz) 州などでの局地的な暴力によって、また、オロミア州とソマリ州における長期化した武力紛争によって生じた。ソマリ州では、オガデン民族解放戦線 (ONLF) と政府軍との戦闘が 30 年以上にわたって継続している。アクセスに対する制限は、IDP のニーズが適正に対処されていないことを意味する。ソマリ州、オロミア州南部、ガンベラ州などの避難の影響が生じた諸州では、食糧安全保障、健康、栄養、及び水の利用のすべてに大きな懸念が生じていた。」¹⁷ 「アファール州、アムハラ (Amhara) 州、オロミア州、SRS、ティグレ州では降雨不足によって食料と水の不足が生じ、紛争の影響をさらに悪化させた。資源をめぐる争いに起因する暴力の

¹⁵ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション2。市民の自由の尊重、d. 移動の自由、国内避難民を含む。難民及び無国籍者の保護；14ページ](#)

¹⁶ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション2。市民の自由の尊重、d. 移動の自由、国内避難民を含む。難民及び無国籍者の保護；IDP：14～15ページ](#)

¹⁷ [国内避難民監視センター \(IDMC\)、2012年世界の概要：紛争と暴力による国内避難民—エチオピア、2013年4月29日](#)

発生が、いくつかの州で報告された。」¹⁸

2.3.8 社会制度とジェンダー指数 (Social Institutions and Gender Index) は、特に女性の移動の自由に対する法的制限があるようには見受けられないものの、「一部の女性は日常的に制限に直面しているかもしれない。2005年の人口健康調査 (Demographic and Health Survey) で調査の対象となった女性のうち、20.8%は、家族や親族を訪ねて行くことができるかどうかについて、夫が最終的な決定権を握っていると答えた。」¹⁹

2.3.9 フリーダムハウスは、その2013年ワールドレポート：エチオピアの諸州において、「すべての土地は国家から解放されなければならない」と述べている。政府は、水力発電ダムなどのプロジェクトに道をあけるために、先住民族集団を様々な地域から立ち退かせた。政府はさらに、不透明な取引における農業開発を理由に、外国の政府や投資家に広大な土地をリースしている。政府は、再定住計画が土地の投資と結びついていることを否定するが、70,000人にのぼる人々が、ガンベラ州西部からの移動を強制されている。²⁰

2.3.10 アムネスティ・インターナショナルも、その2013年年次報告書：エチオピアにおいて次のように述べている。「政府は、リースのために広大な土地を外国人投資家に提供し続けた。これはしばしば、数十万人の人々を再定住させる「土地の村有化」プログラムと一致していた。両方の措置に付随して、大規模な強制的な立ち退きに関する数多くの告発が頻繁に為された。」²¹

2.3.11 結論：国内再移動の関連性と妥当性は、特定の申請者の個々の状況を十分に考慮して、ケースバイケースで慎重に検討されなければならない。

2.3.12 ケースワーカーは、迫害者が申請者を再移動予定地域まで追跡する能力について、また、当該地域において有効な保護が可能であるかどうかについて検討する必要がある。

2.3.13 ケースワーカーは、エチオピアの治安と進行中の深刻な人道的状況についての最新の情報を考慮しながら、申請者が自らを維持する能力を含めて、再移動予定地域における治安、人権、及び社会経済条件に加え、申請者の年齢、性別、健康状態、民族的特性、宗教、経済的状况、及びサポートネットワークについても検討する必要がある。

¹⁸ [赤十字国際委員会 \(International Committee of the Red Cross\) : 2012 年年次報告書 : エチオピア : 2013 年 5 月発行](#)

¹⁹ [経済協力開発機構 \(Organisation for Economic Co-operation and Development\)、社会制度とジェンダー指数 : エチオピア・プロフィール、2011 年 11 月制限される市民の自由](#)

²⁰ [フリーダムハウス、2013 年世界の自由度—エチオピア、2013 年 5 月 9 日 : 政治的権利と市民の自由](#)

²¹ [アムネスティ・インターナショナル、2013 年年次報告書 : エチオピア : 2013 年 5 月 23 日 : 背景](#)

2.4 国別指針判例法

最高裁判所：RT (ジンバブエ) 他 対 内務大臣 [2012年] UKSC 38 (2012年7月25日) 最高裁判所は、HJ (イラン) における決定の合理的根拠が、帰せられた政治的意見に関する訴訟に適用されるとの評決を下した。国際人権法とヨーロッパ人権法の両方に基づいて、思想、意見表明、及び表現の自由の権利は信者と同様に非信者を保護しており、意見を表明しない自由を拡大する。難民法は、迫害を避けるために、宗教の信者であると偽ることを不可知論者に要求しないのと同様に、強圧的な政権に対する虚偽の支持を表明することを人に義務づけていない。したがって、ある人は、迫害を避けるために、自らの政治信条を修正し、自らの意見（又は意見の欠如）を否定し、政権への支持を装うように期待されてはならない。

MB (OLF 及び MTAーリスク) エチオピア CG [2007年] UKAIT 00030 (2007年3月29日)

- (1) 2007年2月現在、エチオピアの状況は次の通りである。一般に
- (a) オロモ解放戦線 (Oromo Liberation Front) のメンバーとシンパ
 - (b) OLF メンバー又はシンパであることが発覚した人
 - (c) Maccaa Tulema Association のメンバー
- は、帰還時に、下のパラグラフ (2) 又は (3) の適用範囲内にあれば、現実的な危険に晒されている。
- (2) 彼らが OLF 関与の容疑で以前に逮捕されるか、拘置されたならば、OLF のメンバーとシンパ、及びそのようなメンバー又はシンパであると当局によって特別に認知されている者は、一般に現実的な危険に晒されるであろう。したがって、OLF のメンバーシップ又はシンパとしての、当局に把握されている重要な経歴を持つ者も同様である。そのような者が、武装活動を理由に、難民としての認知から、又は人道的保護の付与から除外されるべきかどうかは、特定のケースにおいて対処する必要があるかもしれない。
- (3) MTA の禁止とエチオピア当局側の現在の緊張状態とに鑑み、法廷は、MTA のメンバーが、以前に MTA のメンバーシップ及び／又は OLF のメンバーシップの容疑で逮捕又は勾留されたことがあるか、あるいは MTA のメンバーシップについて知られているか、又は疑われているならば、帰還において現実的な危険に晒されるであろうと考える。MTA の禁止にもかかわらず、法廷は、ある者に関する当局の見識又は疑惑の範囲が MTA のメンバーシップに満たない何ものかに関連する場合、証拠は現実的な危険を示すほどのものではないと考える。

HB (エチオピア EDP/UEDP のメンバー) エチオピア CG [2004年] UKIAT 00235 (2004年8月25日)

野党 (EPD/UEPD) のメンバーに対する国の迫害。法廷は、UEDP (前 EDP) のメンバーが日常的な迫害を受けているとの申し立てを客観的証拠が裏付けるものではないと認めた [パラグラフ 31]。[これらの 2 党は、2005 年 5 月に議会選挙を争った野

党 CUD 連立を形成するために、AEUP と密接に連携してパートナーになった]。

2.4.1 国籍 (CG その他) 判例法

ST (在留エリトリア人—国籍—帰還) エチオピア CG [2011年] UKUT 00252(IAC) (2011年7月1日)

法律：

- (A) MS (パレスチナ領) [2010年] UKSC 25 には、MA (エチオピア) [2009年] EWCA Civ 289 における判決を覆すものは何もない。難民としての認定についての請求が、ある人がある国へのその国民の 1 人としての帰還の権利を恣意的に許されないうかどうかに依存する場合、その問題は、2002 年国籍、移民及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) 第 82 条に基づいた上訴において決定されなければならない (第 69 節から第 72 節)。
- (B) ある人が特定の国の国民であるかどうかという問題は、その国の法律上の問題であるものの、特定の国の国民がその国の国籍を合法的に又は不法に奪われるかどうかという問題は、ある人の国際的保護への資格を決める過程で、裁判所ないしは審問所が決定すべき正当な問題である (第 74 節)。
- (C) 国籍の恣意的な剥奪が迫害に相当するかどうかは、事実の問題である。同じことは、国民としての帰還の権利の否定にも当てはまる。ただし、実際には、そのような否定は迫害であると認められる可能性が高い (第 76 節及び第 82 節から第 89 節)。

国別指針：

- (1) 国家間の戦争勃発を受けて、エチオピアの国家安全保障に危害をもたらす恐れのある在留エリトリア人を識別するために、1998 年にエチオピア当局によって定められた手続きは、恣意的なものではなく、国際法に反するものでもなかったが、多くの場合、人々はその手続きを経ることなく、恣意的にエリトリアに追放された。戦争中もエチオピアに留まり、エチオピア国籍を奪われた、在留エリトリア人と見なされた人々は、国際法に反する恣意的な扱いを被っていた。今回エチオピアから出国したか、すでにその時にはエチオピアの外部にいた人々は、彼らのエチオピア国籍を恣意的に奪われた。また、この間に、エチオピア当局は、エチオピアにおいて在留エリトリア人と見なされた人々の身分証明書を没収し、破棄した (第 60 節から第 65 節)。
- (2) この間にエチオピアの身分証明書が当局によって没収されるか、破棄されて、その後エチオピアから出国した人は、一般的問題として、エチオピア国籍を恣意的に奪われた可能性が高い。そのような剥奪が迫害に相当するかどうかは (それ自体においてか、又は他の要因と結びついてかどうかにかかわらず)、事実の問題である (第 76 節から第 78 節)。

- (3) 上で説明した行為は、現在、自らがそのようにして国籍を否定されているエチオピア国民であると主張する人の国際的保護を求める請求を検討する際に考慮すべき背景を提示しており、それと共に、難民条約を根拠に、英国からエチオピアに帰還する権利も検討すべきである。ある人の出国に先立つエチオピアでの出来事の信憑性と結果に関する認定事項は重要であろう。なぜなら、過去の迫害の発見が、ある人がエチオピア当局の現在の態度をどのように見ているかということと重要な関係があるかもしれないからである。反対に、当人の説明が信用できるものであると認められない人は、当人の帰還の受け入れに対する当局側の拒絶が迫害的であること、又はどのような難民条約の根拠にも基づくことを示すのが困難であると判明するかもしれない(第79節から第81節)。
- (4) **MA** (エチオピア) に従って、各請求者は、当人が、当然、エチオピアの国民としての帰還を容易にすると合理的に期待されるうるすべてのことを実行したと証明しなければならないが、ロンドンのエチオピア大使館の現在の手続きと慣行は、控訴人がこの要件を順守しているかどうかを司法事実調査員が決定するための背景を提供するであろう。エチオピア当局によって在留エリトリア人と見なされており、かつエチオピア・エリトリア間の国境紛争の直後にエチオピアを離れた人は、当人が国際法上別の国の国籍を有するかどうかに係らず、当局が「外国人」と見なす者の帰還をエチオピア当局が不本意に黙認していることに由来して、国籍とそれに不随する帰還の権利の証明において、著しい実際の困難に直面する可能性が高い (第93節から第104節)。
- (5) 司法事実調査員はある人に、IDカード、住所、出生地、両親の身分証明と出生地、エチオピアにいるすべての親族の身分証明と所在、エチオピアでの当人の学歴の詳細など、国籍の証明に関連して当人が示しうる、エチオピアから生じるすべての書類とともにロンドンの大使館に出向いて、エチオピア国家による恣意的な剥奪を主張するよう期待するであろう。そのような物事についてのエチオピアの関連書類を作成できなければ、当人は、すべての関連する詳細情報を文書化して大使館に提出すべきである。人々はこの目的のためにエリトリア人として大使館に自らがどういう人物かを説明する権利を与えられているわけではないものの、エリトリアとのつながりを明らかにする詳細情報を抑制する必要はない (第105節)。
- (6) 上記の (4) で説明されている通りにエチオピアを離れた人は、2003年の国籍宣言 (Nationality Proclamation) による当然の権利としてエチオピア国籍を再取得できる可能性は低く、まずは相当な期間 (おそらく4年間) にわたってエチオピアに住む必要があるものと見られる (第110節から第113節)。
- (7) エチオピアのエリトリア人が、登録外国人の地位と、場合によっては、市民権の買い戻し的手段を得られる方法を提供した2004年指令は、エリトリアが独立した時に、エチオピアに居住していて、指令が出された日までそのように居住し続けた人々にのみ適用される。**MA** (国籍訴訟) エチオピア [\[2008年\] UKAIT](#)

[00032](#)における反対の認定は間違っていた（第 115 節及び第 116 節）。

- (8) 一部のエリトリア人がエチオピアに資産の返還を要求し、管理する外国人としてエチオピアに帰還することを可能にした 2009 年指令は、エチオピアとエリトリアの間の戦争によって追放されて、いまだにエチオピアに資産を有している人々にのみ適用される（第 117 節及び第 118 節）。
- (9) 上記の (4) で説明されている通りにエチオピアを離れた人は、現時点でエチオピアに帰還しているならば、一般に資産を保有することができる可能性が高いが、官僚的な障害はエチオピア市民の場合よりも厳しくなるものと見られる。そのような人は、労働許可証を取得した後に働くことができる可能性が高いが、政府による雇用は実現する見込みが乏しいものと見られる。しかし、教育サービスと公共医療サービスを利用する権利が与えられるかは、はるかに疑わしい。当人がそのような権利を得ようとしても、官僚的な戦いに直面するのがせいぜいであろう。当人は、投票する権利を得られないであろう（第 119 節から第 124 節）。
- (10) そのような人は、2004年指令によってもたらされる制限された安全さえ欠いて、不安を感じるものと見込まれる。エチオピアとエリトリアの間の緊張は依然として高い（第 125 節）。
- (11) エチオピアに関する以下の CG 訴訟は、現在の決定により、事情に応じて取って代られるか、元に戻される。GG (帰還－エリトリア人) エチオピア CG [2002 年] UKIAT 05996、NB (混血－エチオピア人－エリトリア人) エチオピア CG [2002 年] UKIAT 06526、AA (子ども－エリトリア人) エチオピア CG UKIAT 06533、TG (混血) エチオピア CG [2002 年] UKIAT 07289、DA (民族－エリトリア人－国別条件) エチオピア CG [2004 年] UKIAT 00046。

MA (エチオピア) 対 内務大臣 [2009 年] EWCA Civ 289 (2009 年 4 月 2 日)

控訴人 (MA) は、彼女の庇護申請を却下した内務大臣の決定に対する彼女の控訴 (下記) を棄却した、AIT、MA (国籍紛争) エチオピア [2008 年] の決定に対して控訴した。判決には以下の点が示された。

- AIT は、MA が国民としての彼女の地位を否定される危険に直面するかどうかの問題であると認めた。これは、証明されるならば、迫害を構成するであろうと仮定された。法律上と事実上の国籍の概念に依存することは、その問題を不明瞭なものにすると考えられる (EB (エチオピア) SSHD [2007 年] EWCA Civ 809 (2009 年) 検討済み)。エチオピアに帰還したならば、MA がどのように扱われるかについての AIT の分析は法律上間違いであるとされた (第 41 節及び第 42 節)。
- 控訴の結果が、エチオピア当局が MA にエチオピアへの帰還を許可するかどうか

かにかかっていたことが、AIT の前の聴聞会において明白になったという点で、訴訟は異常であった。通常、AIT の前に不可欠な問題が、誰かが帰還できるかどうかであるならば、AIT は通常、帰還に必須の関連書類を入手するためのすべての妥当で実用的な措置を講じるよう控訴人に要求するはずである。第三者身元を開示すると申請者が危険に晒される恐れがある場合や、申請者が庇護を請求したことがわかれば、申請者の親族が出身国で危険に晒される恐れがある場合など、これを要求するのが不合理な場合があるかもしれない。しかし、MA が関連資料を得るために大使館を訪問するべきではないという理由はなかった。そのようなアプローチは、MA にいかなる不正も行わせるものではなかった。それは彼女を危険に晒すものではなかったが、庇護申請者が代理国からの保護を請求することができるようになる前に、当人はまず出身国からの保護を確保するためにすべての妥当な措置を講じるべきであるという原則とは整合性が取れていた (R 対 SSHD Ex p Bradshaw (1994 年) Imm. AR 359 検討済み)。AIT はそのような仕方の問題にアプローチしなかった (第 49 節から第 52 節)。

- 彼女が適切な申請をしたならば、MA がどのように扱われたであろうかについての証拠を欠いていたため、AIT は、彼女のような立場にいる人が、帰還を許される可能性があるかどうかを検討することによって、問題を解決しようと努めた。MA が帰還の認可を得るためにすべての妥当かつ実用的な措置を講じたことを最初に証明せずに、審理に従事するべきではなかったことから、結果として AIT は法律上の誤りを犯すことになった。一般に、赦免は適切であろう。しかし、彼女がエチオピア大使館に行き、パスポートを要求したが、そこで彼女はエリトリア人であると告げたという証拠が与えられたため、許可を得るための MA の努力に関する立場が知られていた。それは、必要な関連書類を得るのに妥当な、又は真実の試みを構成することができなかった。ゆえに、彼女が誠実に行動し、パスポートを取得するためにすべての妥当かつ実地的な措置を講じていたと AIT が認めることを可能にする根拠がなく、したがってどのような赦免も無益であろう (第 54 節及び第 55 節)。
- (付随的意見) 国籍の剥奪は迫害と同等視されなければならないことを一般的な提案として述べることは可能ではなかった (EB 検討済み)。迫害は法律ではなく事実の問題である。虐待が迫害に相当するかどうかは、当該国の正当な国民の完全な地位を付与することの却下に起因するものに依存するであろう (第 59 節)。

控訴院裁判官 Stanley Burnton :

私は、ある人の国籍の剥奪が迫害に相当する可能性があるという提案に何の困難も抱かない。結果が十分に重大であれば、それはそうであろう。そして明らかに、国籍の剥奪は、その総体において、迫害を構成するのに十分に重大な虐待に相当する、国家による虐待の 1 つの側面であるかもしれない。しかし、上記の考慮は、外国籍の剥奪が、英国の法律の問題として、必ず迫害に相当するほど十分に重大であるという提案と一致しない。権限から自由になれば、私は、剥奪が第 1 条(A)(2)において言及

される理由のためであると仮定して、国籍の剥奪が迫害を構成しているかどうかという問題が、当該国における当該者の剥奪の結果に依存するであろうと考えるであろう。外国の国において国籍を剥奪されたいかなる人に関する法的及び実地的な結果も事実の問題であり、特定の訴訟における控訴院の決定は、そのような問題についてのその後の訴訟において権限を拘束していない [66]。 [MA \(国籍紛争\) エチオピア \[2008年\] UKAIT 00032 \(2008年4月17日\)](#)

争点となっている国籍についてのいかなる訴訟においても、最初に考慮すべき問題は、「当人は当該国の正当な国民であるか？」になるはずである。この質問には、当人が当人の国の国籍法の要件を満たすかどうかを調査することによって答えられるはずである。国籍法の条文、専門家による証拠、関連書類、控訴人自身の証言、当事者間の合意、外務省の書簡などは、すべて合法的に評価を報告することができる。示されるべき答えの決定には、控訴人の出身国の当局が、当人の国籍に関して行ったことの証拠を審査することが関連しているかもしれない。

当人が当該国の正当な国民であると結論されるならば、次に検討されるべき問題は純粋に事実に係るものとなる。すなわち、「当該国の当局が当人を、もし帰還するならば、当該国自身の国民の1人として受け入れる可能性は合理的にありうるか？」

この決定は [MA \(エチオピア – 混血 – 二重国籍\) エリトリア \[2004年\] UKIAT 00324](#)

[KA \(無国籍性：意味と関連\) 無国籍 \[2008年\] UKAIT 00042 \(2008年4月14日\)](#)

1. 無国籍性は、ある人が市民権を奪われた状況が、非市民としての彼の人生に出現する可能性のある状況への案内であるかもしれないが、それ自体として迫害を構成するものではない。
2. 難民条約は難民の識別基準の1つとして国籍を用いる。この目的にとって「有効な」国籍に関連する基準はない。

[EB エチオピア CoA \[2007年\] EWCA Civ 809 エチオピア – 国籍 \(2007年7月31日\)](#)

これは、庇護を却下するか、人権の根拠に基づいて残留することを任せるかの裁判所 (AIT) 決定に対する控訴院訴訟であった。この訴えは、エチオピアを離れたエリトリア人の祖先の関係を持つ人の扱いに関する一般的な問題を提起した。

控訴人 (EB) (エリトリア系エチオピア国民) が 2000 年ごろにエチオピア当局に彼女の身分証書を取られたこと、2001 年にエチオピアを去って、その後、ロンドンのエチオピア大使館を 2 度訪問したが、彼女が必要な書類を持っていなかったため、大使館は彼女にパスポートを発行するのを拒否したことが、AIT によって認められた。この件についての認定事項の中で、法廷は **MA とその他** に対して、国籍の喪失はそれ自体としては迫害に相当しないと述べている [2004年] UKIAT 00324 に言及した。裁判所は、EB の国籍の喪失は彼女がエチオピアを去った結果であり、彼女がエチオピアにいる間には、エチオピアにおける彼女の文書の剥奪はそれ自体として、結果的に彼女に対してのよくない扱いを生じさせる活動ではなかったと結論づけた。

控訴院への EB の照会において、控訴院は **LAZAREVIC [1997年] 1 WLR 1107** の事件に注目し、**MA** において裁判所はその事件に彼らの決定の基礎を置いた。控訴院は、**MA** において裁判所は、国家が恣意的にその市民の 1 人を除外するならば、ある人は、自分は迫害されていて、自分は将来における迫害を恐れていると、両方とも適切に言うことができるという点で、そのような行為が迫害に相当する可能性があるとして認めたと指摘した。控訴院は、**MA** において、裁判所は「できる (**can**)」という言葉を強調しており、迫害的であったのは誰かから市民権を奪う行為ではなく、そのような行為の結果が迫害に相当することになったと指摘した。控訴院は **MA** におけるこの立場には同意しなかった。控訴院は、**Lazarevic** の訴訟において、市民権の剥奪はその訴訟における状況が条約の根拠を含まなかったという事実のために、迫害的であることを認められなかったと述べた。EB の訴訟では、身分証明書は条約の根拠に関して却下された一ゆえに、問われるべき問題は「身分証明書の却下が条約の根拠に関して迫害を構成していたか、あるいは、それ自体虐待として分類される他の行為をもたらした場合にだけ、そのような迫害になりうるかどうか？」であった（第 64 節及び第 65 節）。

EB における控訴院の認定事項は次の通りである。

- 誰かから市民権を恣意的に奪うことによって、その人は自国に自由に出入りする基本的権利を喪失するが、これは 1966 年市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights) の第 12 条及び世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) の第 15 条と一致しない (第 68 節)。EB の訴訟における身分証明書の除去と市民権の剥奪に違いはなかった—不安定さは同じである。「権利を有するための権利の喪失」は同じである。「不確実性と結果としての心的外傷」は同じである... EB から彼女の身分証明書を奪う行為は、それが生じた時、及びその迫害が剥奪自体と同じくらい長く続くであろう時、迫害に相当した (第 70 節)。

したがって EB における裁判所の立場と MA における裁判所の立場に反して—EB の身分証明書の奪取は、それが生じた時に、実際に条約の根拠に関する迫害であり、MA における AIT は、何らかのさらなる (おそらく身体的な) 虐待が必要とされると結論づけた点で間違っていた (第 70 節)。

FA エリトリア CG [2005年] UKIAT 00047。エリトリア – 国籍 (2005年2月18日)。

この控訴人は、アスマラ (Asmara) で誕生したが、彼女の子どもの頃にエチオピアに移ったと主張した。裁判官は客観的証拠を考慮して、控訴人にはエリトリアの国籍を得る資格があり、そこに再移動することができるであろうと認めた。

この控訴人がエリトリアの国籍を得られると結論する際に、裁判官は、すべての証拠を考慮する権利を与えられた。彼女は、1992 年の国籍宣言に重きを置くことに失敗せず、宣言が当局によってどのように解釈されて、適用されたかを考慮する時に内務省

報告（2002年11月4日-18日のエリトリアへの事実調査任務）における証拠を受け入れることを誤らなかつた（第20節及び第21節）。裁判所は、国籍の決定に対する正しいアプローチを考慮して、YLの訴訟を（そして次に **Bradshaw [1994年] ImmAR 359** を）支持した（第24節）。YLにおいて「重大な障害の1つ」と認定された審査は支持されており、請求者は、そのような審査に関して精査を実施することを期待されているであろう（第26節）。

3. 申請の主なカテゴリー

- 3.1** 本セクションは、エチオピアに居住する権利を与えられた者によって為された人権の根拠（明示的であるか、暗示的であるかにかかわらず）に基づいた庇護、人道的保護、及び裁量許可申請の主なタイプについて説明する。本セクションでは必要に応じて、申請を行う当人が、迫害、不法な殺害、拷問、又は非人道的もしくは劣悪な扱い／処罰の現実的な危険に直面する可能性があるかどうかについての指針を提供する。また、非国家的アクターによって脅威が生じる場合に十分な保護が得られるかどうか、そして国内再移動が選択肢となりうるかどうかについての指針を提供する。
- 3.2** 迫害、人道的保護、保護の十分性、及び国内再移動に関する法律と政策は、関連する庇護指針（AI）において示されているが、これらが特定のカテゴリーの申請にどのように影響するかは下記の指針において示される。ホライズン（Horizon）のイントラネットサイトを経由すれば、すべてのAIにアクセスすることができる。[指針](#)は英国内務省のインターネットサイト上でも、一般向けに公開されている。
- 3.3** 各申請は、申請者が帰還時に、条約の理由—すなわち、人種、宗教、国籍、特定の社会集団への帰属、又は政治的意見—のために迫害に直面すると考えられる妥当な根拠があるかどうかを決定するために評価されるべきである。申請の裏付けにおいて示される資料にどれほどの重要性を与えるべきかを決定する際には、[Karanakaran](#)における控訴院の判決で示されたアプローチに従うべきである。（AI「[庇護申請の検討と信憑性の評価](#)」を参照）。
- 3.4** ケースワーカーは、扶養家族として又は主要な申請者としての児童に関係するどのような庇護事案についても、2009年国境、市民権、及び移民法（Borders, Citizenship and Immigration Act 2009）の第55条を適切に尊重しなければならない。英国内務省指針「[すべての子ども問題 子どものための変化（Every Child Matters; Change for Children）](#)」は、考慮すべき重要な原則について説明している。
- 3.5** 申請者が庇護の資格を得られない場合には、人道的保護の付与が適切であるかどうかを検討するべきである（[人道的保護](#)に関するAIを参照）。庇護または人道的保護の申請が却下される場合、ケースワーカーは入国管理規則の付録FM（家庭生活）及び第276節ADEから第276節DH（私生活）の規定に従ってECHRの第8条のあらゆる要素を考慮しなければならない。ケースワーカーは、当該者に裁量許可を与える上でやむを得ない理由があるかどうかを検討しなければならない（[裁量許可](#)に関するAI

を参照)。

指令の第 15 条 (a) 及び (b) / ECHR の第 2 条及び第 3 条の検討

- 3.6** 申請者が難民保護の資格を得ず、(ECHR の第 2 条及び第 3 条を広く反映する) 指令の第 15 条(a)及び(b)に基づく補助的保護にも不適格である場合にのみ、指令の第 15 条(c)に基づいて保護の必要性の評価が必要とされるべきである。
- 3.7** ケースワーカーは、暴力が一般化している状況への帰還を恐れる申請者が、第 3 条の限界の適合を理由に難民条約の理由又は人道的保護の付与と結びつけて、庇護付与の資格を得られることに留意する。

その他の厳しい人道的条件と一般的なレベルの暴力

- 3.8** 当該国の一般的条件—例えば、水、食料、又は基本的保護施設の不足—が、極端な場合、帰還すること自体が非人道的で劣悪な扱いを構成しうるほど、受け入れ難いものであることがポイントになるかもしれない。
- 3.9** 意思決定者は、ある人が帰還した場合、利用可能な出身国情報において証明されているような帰還国と帰還先の地域の条件は、当人にどのような影響を与えるかを検討する必要がある。考慮されるべき要因としては、年齢、性別、健康状態、子どもへの影響、他の家庭事情、及び有効な支援組織などが挙げられるだろう。
- 3.10** 国がこれらの資源を与えずにいるならば、それは条約の理由に関する迫害と ECHR の第 3 条の違反を構成しうることは注目されるべきである。
- 3.11** 欧州人権裁判所 (EctHR : European Court of Human Rights) における [スーフィー教及び Elmi 対英国](#) 裁判の結果として、人道上の危機が主に紛争の当事者の直接・間接の行動によるものである場合、食料、衛生、及び保護施設などの最も基本的な必要物及び虐待への脆弱性を規定するために、申請者の能力を顧慮するべきである。これらの審査のいずれかに適合する申請者は、人道的保護の資格を有するであろう。

信憑性

- 3.12** 本指針書は、信憑性の問題を包摂することを目的に作られていない。ケースワーカーは、利用可能なすべての情報に基づいて信憑性の問題を考慮する必要があるだろう。信憑性に関する指針については、[AI「庇護申請の検討と信憑性の評価」の「セクション 4—決定を下す」](#)を参照されたい。
- 3.13** ケースワーカーは、各保護申請書が以前の英国ビザ申請書に対して照合されることも保証しなければならない。保護申請書が以前のビザ申請書と生物測定法によって一致した場合、詳細はすでに内務省ファイルに収められているはずである。

3.14 その他のすべての場合に、ケースワーカーは、生物測定法によらないビザと一致しないことを、CRS データベース・チェックを通じて自ら確認すべきである。ビザと一致する庇護申請書については、申請書を処理するビザポストからのビザ申込用紙 (VAF) の取得を含めて、庇護面接に先がけて調査すべきである。

3.15 ONLF 又は OLF のメンバー

3.15.1 申請者は、主要な武装反体制グループの一つ、オロモ解放戦線 (OLF)、あるいはオガデン民族解放戦線 (ONLF : Ogaden National Liberation Front) のメンバーシップ、これらへの関与、又はこれらへの関与が発覚したことを理由に、国家当局によって迫害に相当する虐待への恐れに基づいた庇護、及び／又は人権関連申請を行うかもしれない。

3.15.2 このセクションは、**3.16: 政治的敵対勢力のメンバー**、特に **3.16.16** から **3.16.19** までと併せて読まれるべきである。

3.15.3 扱い。「エチオピアの多くがまだ内戦によって破壊されていた 1980 年代初期に設立された ONLF は、エチオピア南東部のオガデン地方に独立国を建国することを目指している。オガデン地方には主にソマリ民族が住んでおり、ソマリ州 (民族ごとに構成される 9 つの州の 1 つ) にある。」²²

3.15.4 「ONLF 反乱は、その初期に州を分離独立させるか、又は隣接するソマリアに州を合併させることを目指して、1984 年に始まった。同グループは臨時政府指導者、メンギスツ・ハイレ・マリアム (Mengistu Haile Mariam) が解任された 1991 年に、EPRDF [エチオピア人民革命民主戦線] と提携し、その後、この 2 グループが暫定政府の一部としてソマリ州を有効に支配した。1994 年に、国の変遷をめぐる意見の相違に続いて、ONLF は、自決の権利を要求して再び反乱を起こした。ONLF は、中央政府を退陣させるのに必要な一暴力を含めて一どのような方法でも用いる準備があると述べている。ONLF 戦闘部隊は数年の間に、地域の政府指導者を暗殺し、負傷させることを含めて、何回か攻撃を仕掛けたものの、数年間は規模の小さい反乱が続いた。[人] 権団体は、殺人や民間人への食料と医薬品の配達停止など、複数の人権侵害について、政府軍と ONLF 戦闘部隊の双方を非難している。」²³

3.15.5 「2010 年 10 月に、エチオピア政府は、ONLF の主要派閥との和平合意に達したとの声明を出した。残りの反乱者は和平協定を弾劾し、協定に調印した派閥を「エチオピア政権の産物」と呼んで、脱退に向けての努力を続けることを誓約した。」²⁴ 「Ato Abay Tsehaye 国家安全保障担当首相補佐官 (National Security Advisor to the Prime Minister) は、平和を選択し、政治的目的を達成する手段として暴力を放棄するとい

²² [統合地域情報ネットワーク \(IRIN : Integrated Regional Information Networks\)、エチオピアの ONLF 反乱、2012 年 10 月 29 日](#)

²³ [統合地域情報ネットワーク \(IRIN\)、エチオピアの ONLF 反乱、2012 年 10 月 29 日](#)

²⁴ [統合地域情報ネットワーク \(IRIN\)、エチオピアの ONLF 反乱、2012 年 10 月 29 日 : 和平会議はなぜ失敗したか。](#)

う、ONLF のリーダーシップによる英雄的な決断に対して感謝を表した。同様の意見は、ソマリ州の民衆を代表する一族のリーダーたちや長老たちに加え、Abdi Mahamoud Omar ソマリ州知事や欧米にいる ONLF 代表らからも寄せられた。ソマリ海軍の元最高司令官、Mohamed Omar Osman 提督や元ソマリ陸軍の将軍グループによれば、今やすべてがエリトリアに基づいており、演説者らは口々に、反乱を継続する恐れのある者はみな、州の人々には何の関連もない外向きの路線を進めているのに過ぎないと強調した。すべての演説者は、州には暴力の居場所などないという点で完全な合意に達していた。²⁵

3.15.6 「2010年に [エチオピア] 議会は、ONLF を含む国内の3つの反体制グループを、アルカイダ (Al-Qaeda) やアル・シャバブ (Al-Shabab) のような国際的集団とともに「テロリスト」と名指しする、別の物議をかもし措置を取った。エチオピア当局は、これらの3つの組織とのつながりが発覚した人々を起訴するキャンペーンを開始した。アムネスティ・インターナショナルは、その2011年の国別報告書において、2011年11月までに、107人の野党政治家、活動家、及びジャーナリストが法律に基づいて起訴されたと述べた。その一部は後に厳しい判決を言い渡された。」²⁶

3.15.7 米国国務省の2012年人権慣行報告書は、次のように述べている。「その年の間に、散発的な戦闘が、政府軍、主に州政府の支援を受けた民兵組織と ONLF の残留分子との間で続いた。」²⁷ 「ソマリ州で活動している ONLF の派閥は虐待に関与していた。」2010年に、国連拷問禁止委員会は、ONLF とオロモ解放戦線 (OLF) のような分離独立派グループの政治的反体制者と支持者に対しての、治安部隊による日常的な拷問の使用について懸念を表明した。同委員会は、「そのような行為は、警察署、拘留所、連邦刑務所、軍事基地、及び非公式又は秘密の拘留施設において、指揮官の参加、扇動、同意によって頻繁に行われた」と指摘した。²⁸

3.15.8 アムネスティ・インターナショナル (AI) は次のように報告している。「[2012年]9月に、政府と ONLF は、ソマリ州での20年間にわたる紛争に終止符を打つ目的で、一時的に和平会議を開いた。しかし、話し合いは10月に行き詰まりを見せた。軍とその代理民兵組織、Liyu 警察は、恣意的な拘禁、超法規的な処刑、及び強姦などの人権侵害について繰り返される告発に直面していた。被拘禁者に対する拷問や他の虐待が広く報告された。どの告発についても調査は行われず、州へのアクセスは厳しく制限され続けた。6月に、国連職員の Abdirahman Sheikh Hassan は、ONLF とのつながりに係るテロ関連の容疑で有罪を宣告され、懲役7年8ヶ月の判決を下された。誘拐された国連世界食糧計画 (UN World Food Programme) の2人の職員の釈放について ONLF と交渉した後で、彼は2011年7月に逮捕された。」²⁹

²⁵ [エチオピア連邦民主共和国大使館のウェブサイト - FDRE 政府と ONLF が平和協定に調印、2013年8月6日にアクセス](#)

²⁶ [統合地域情報ネットワーク \(IRIN\)、エチオピアの ONLF 反乱、2012年10月29日](#)

²⁷ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1：人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：a. 恣意的又は不法な生命の剥奪](#)

²⁸ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：大要](#)

²⁹ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年次報告書：エチオピア：2013年5月23日：ソマリ州の紛争](#)

- 3.15.9** 恣意的逮捕について報告する中で、AI は次のように述べている。「数百人のオロモ族が、OLF を支援したことで告発されて、逮捕された。2012年9月に、100人を超える人々が Irreechaa のオロモ族フェスティバルの間に逮捕されたということである。ONLF. ソマリ州では、ONLF を支援した容疑で多くの民間人が逮捕されて、恣意的に拘置されたという。Jijiga では、国連職員のユースフ・モハメッド (Yusuf Mohammed) が、当局によって恣意的に拘置され続けた。2010年以來続く彼の拘置は、ONLF とのつながりが疑われている彼の兄弟を、亡命先から帰還させて捕まえるためだと言われている。」³⁰
- 3.15.10** フリーダムハウスは、その2013年世界の自由度報告において、次のように述べている。「1991年以來独立を求める戦闘が続くオガデン州で、2012年に、政府と分離独立派反政府勢力との紛争の終結に向けた前進として停戦が実現した。政府とONLFとの協議はケニアで召集されたが、合意には至らず10月に決裂した。独立系メディアが同州から排除されているために確認は困難だが、オガデンの政府軍が戦争犯罪に関与しているとの主張が後を絶たない。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2012年3月に Gashaamo 地区での軍事作戦中に10人を処刑したことで政府系民兵組織を告発した。」³¹
- 3.15.11** しかし、国際危機グループ (IGC : International Crisis Group) は、2013年8月の報告書、エチオピア：オガデンにおける平和の展望の中で、エチオピアのソマリ人居住地域における長年の紛争の原因と新たな対話の展望を探っている。IGC は次のように述べている。「2012年10月に行き詰まったエチオピア政府とONLF反政府勢力との対話がケニアによって促されてからほぼ1年後に、対話のプロセスが再スタートするかもしれないとの徴候が生じている。隣接国や他の国際的なパートナーに加えて、両当事国にとって有意義な話を再開するための見込みのある時を迎えているとの確実な理由がある。20年間の苛酷な紛争—比較的成功的な政府の反乱弾圧キャンペーンにより、特に激しかった5年間—は、ONLF をテーブルに押し戻すのに十分なほど、地元のエチオピア系ソマリ人の住民を犠牲にしてきた。さらに、経済成長を加速させるという (エチオピア政府が置かれる) アジスアベバの決意も、持続可能な平和に拍車をかけている。」³²
- 3.15.12** 同じ報告書は次の点も認めている。「ONLF は、故郷から離れた場所にいる同盟国、特にエリトリアに助けを求めることを余儀なくされてきた。エリトリアの測り知れないほど貴重な戦術的サポートが、エチオピア国内の問題をより広い地域の対立関係に巻きこんできた。その地域の関係が、特にエリトリアだけでなくソマリアとも改善しない限り、アジスアベバは、国家安全保障のレンズを通してオガデン問題を見続けるであろう。」³³

³⁰ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年度報告書：エチオピア：2013年5月23日：恣意的逮捕及び拘禁](#)

³¹ [フリーダムハウス、2013年世界の自由度—エチオピア、2013年5月9日：概要](#)

³² [国際危機グループ：エチオピア：オガデンにおける平和の展望：2013年8月6日：概説](#)

³³ [国際危機グループ：エチオピア：オガデンにおける平和の展望：2013年8月6日：概説](#)

3.15.13 2012年8月の国連事務総長による国連安全保障理事会（UN Security Council）へのエリトリアに関する報告書は次のように述べている。「2012年2月の[安全保障理事会]委員会に対するその中間ブリーフィングにおいて、ソマリア・エリトリア監視グループ（Somalia and Eritrea Monitoring Group）は、エリトリアが最近、ONLFとOLFへの支援を含めて、決議第1844号（2008年）及び第1907号（2009年）に違反している、十分な情報と証拠を得たと報告した。」同じ報告書は続けて次のように述べている。「2012年7月13日に、監視グループの報告は安全保障理事会（S/2012/545）の文書として発行された。監視グループはその報告期間に認めたこととして、エリトリアが、ONLFとOLFを含めて、エチオピアの武装反体制グループへの支援を続けていることを確認した。」³⁴

次も参照：[保護のアクター（前掲セクション2.3）](#)
[国内再移動（前掲セクション2.4）](#)
[判例法（前掲セクション2.5）](#)

3.15.14 結論：裁判所は、**MB (エチオピア) [2007年] (CG) UKAIT 000300**において、OLFメンバーとシンパ、また、特に当局によってそのようなメンバー又はシンパであると認められている人々は、OLF関係の容疑で以前に逮捕又は拘置されたことがあるならば、一般に現実的な危険に晒されていると言えるだろうと認めた。したがって、OLFのメンバーシップ又はシンパとしての、当局に知られている重要な経歴を持つ人々も同様であろう。

3.15.15 結果として、請求者がOLF又はONLFに関係していたこと、あるいはメンバーやシンパであると疑われていること、また、以前に当局の好ましくない注意を引きつけたことが認められれば、請求者は迫害の危険に晒される可能性があり、庇護の付与は適切であろう。

3.15.16 OLF又はONLFのメンバーかシンパであると認知されている者は標的とされる可能性が高く、当局の注意を引くようになるはずであり、彼らは迫害の危険に晒される可能性が高いことも、利用可能な証拠が示唆している。しかし、ゼナウィ（Zenawi）首相の急逝によりエチオピアの政治情勢が流動化していることを考えると、COISから最新の国別情報を求めるべきである [2.1を参照]。

3.15.17 エチオピアの市民は、一般に、公式の許可を得なくとも自由に国内を旅行し、住居の場所を変更することができる。しかし、このカテゴリーの申請者の恐れは国家当局による虐待／迫害についてのものであり、政府は国全体に厳しい規制を施していることから、一般に、国内再移動はそのような迫害を免れるための選択肢にはならないであろう。

3.15.18 ケースワーカーは、OLFとONLFのメンバーが重大な人権侵害（その一部は戦争犯罪

³⁴ [国連安全保障理事会、エリトリアに関する事務総長報告書、2012年8月29日、安全保障理事会決議第2023号（2011年）のエリトリアの遵守、パラグラフ8](#)

と非人道的犯罪に相当する)に責任があったことに留意するべきである。申請者が OLF 又は ONLF の活動上、活発なメンバー又は戦闘員であったと認められ、かつ、当人がそのような行動に関係していることを証拠が示唆するならば、ケースワーカーは、入国拒否条項のどれが適用可能であるかを検討するべきである。そのようなケースは、常に上級ケースワーカーに知らせるべきである。[第1条 F に関する指針は、難民条約の入国拒否—第1条 F と第33条 \(2\)](#) についての AI に示されている。

3.16 政治的敵対勢力のメンバー

3.16.1 申請者の中には、政治的敵対勢力のメンバーであること、又はそうした勢力への関与を理由に、国家当局による迫害に相当する虐待に基づいて庇護及び／又は人権関連の請求を行う者もいるかもしれない。

3.16.2 論点：米国国務省は、そのエチオピアに関する人権報告において次のように述べている。「憲法と法律は市民に、自らの政府を平和的に変更する権利を与えている。実際には、与党 [エチオピア人民革命民主戦線 (EPRDF)] の選挙における優位がこの権利を制限している。」³⁵

3.16.3 フリーダムハウスは、その 2013 年世界の自由度報告において、次のように述べている。「政府は、経済や政治の問題においてティグレ (Tigrayan) 族の利益を重視する傾向があり、EPRDF はティグレ人民解放戦線によって支配されている。」³⁶

3.16.4 同じフリーダムハウスの報告書は次のように述べている。「メレス・ゼナウィ (Meles Zenawi) 首相の死は、彼の健康の衰えについての憶測が何ヶ月も続いた後の 2012 年 8 月に発表された。後任には前副首相のハイレマリアム・デサレン (Hailemariam Desalegn) が就任した。によって取り替えられた。人事交代の最中にも、政権は、政敵に対して嫌がらせを行い、収監するというパターンを継続した。2010 年の議会選挙と地方選挙は、EPRDF によって厳しく管理された。有権者は、与党に投票しなければ、仕事、家、又は政府によるサービスを失うと言って脅迫された。反対派の集会は解散させられ、候補者は脅迫されて、拘置された。下院の 547 議席のうち、2 議席を除くすべてを EPRDF とその同盟勢力が占めたことから、反対派の政党は、議会における彼らの 160 議席が事実上消滅するのを目の当たりにした。」³⁷

3.16.5 「2011 年に、下院議会は、米国に本拠を置く反体制運動団体の Ginbot 7 など、5 つのグループをテロ集団であると宣言した [3.16.17~3.16.19 を参照]。反体制運動のメンバーにインタビューしたジャーナリストは誰もが、テロ加担の罪による逮捕に直面した。国内の非政府組織 (NGO) は、2012 年の終わりまでに最高で 400 人の政治犯がいたものと推定した。2012 年 6 月に、24 人のジャーナリストと反体制派の活動家が、法律に基づいて有罪の判決を下されたが、その中には受賞歴のあるジャーナリス

³⁵ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：2013 年 4 月 19 日：セクション 3、政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利](#)

³⁶ [フリーダムハウス、2013 年世界の自由度—エチオピア、2013 年 5 月 9 日：政治的権利と市民の自由](#)

³⁷ [フリーダムハウス、2013 年世界の自由度—エチオピア、2013 年 5 月 9 日：概要](#)

ト、Eskinder Nega も含まれており、彼には7月に懲役18年が宣告された。」³⁸

3.16.6 USDD の報告書は次のように述べている。「政党は主に民族に基づいている。EPRDF を構成する各党は、そのメンバーに特典を与えている。各党は多くの企業を直接所有しており、忠実な支持者に仕事とビジネス契約を与えていることが広く知られている。その年 [2012年] の間に、教員や他の公務員が、もし反体制政治勢力に所属していれば、雇用を打ち切られたという信用できる報告があった。オロモ族の反体制グループによると、オロミア州政府は、野党のメンバー、特に教員を、彼らの仕事から解雇すると脅し続けた。政府当局は、合法的なオロモ族系野党の多くのメンバーがひそかに OLF のメンバーになっており、そしてより広範に、多くの野党のメンバーが Ginbot 7 へのつながりを持っていると主張した [3.16.17~3.16.19 を参照]。大学レベルでは、Medrek とそれを構成する党派のメンバーが授業を行うことができた。」³⁹

3.16.7 「当局は、政府を批判する者を逮捕し、嫌がらせを行った。政府は、ジャーナリストと反体制活動家の拘置、政治的反体制グループの活動への監視と干渉を含めて、様々な形の威嚇を通じて批判を妨害しようを試みた。村民からは、治安部隊による虐待を報告した者に対して、地方当局が報復を行ったとの報告が何度も寄せられた。」⁴⁰

3.16.8 「2010年に、国連拷問禁止委員会は、「政治的反体制者や野党のメンバー、学生、テロリストの疑いのある者、ONLF と OLF のような暴力的な分離独立派の支持者の疑いのある者に対する、警察、看守、及びその他の一軍を含む治安部隊のメンバーによる「日常的な拷問の使用」に関する「数多くの、絶え間ない、一定した告発」について「深く懸念される」と報告している。そのような虐待についての報告は、その年 [2012年] を通じて続いた。」⁴¹

3.16.9 フリーダムハウスは次のように報告している。「社会のあらゆるレベルにおける EPRDF の存在は、プライベートの自由な議論を抑制する。多くの人々が、政党の職員によって立ち聞きされることを恐れて、政府に反対を唱える物言いをすることに用心深くなっている。EPRDF は、金で動く情報提供者のネットワークを維持しており、野党政治家は電話機を盗聴されたと言って政府を告発した。集会と結社の自由は憲法によって保証されているものの、実際には制限されている。大きな公開集会の主催者は、48時間前までに当局に許可を申請しなければならない。反体制グループによる申請は、通常却下される。2012年7月にモスクの外で平和的なデモが実施されたが、治安部隊は、何人かの著名なイスラム教指導者を含む抗議者を拘置するなど、暴力的に対応した。最終的には、合計で29人のイスラム教徒が、テロ対策法に基づく違反で告発された。彼らは [2012] 年末の時点で裁判を待っていた。」⁴²

³⁸ [フリーダムハウス、2013年世界の自由度—エチオピア、2013年5月9日：概要](#)

³⁹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：2013年4月19日：セクション3、政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利：選挙と政治参加](#)

⁴⁰ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：2013年4月19日：セクション3、政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利：選挙と政治参加](#)

⁴¹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション3、政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利：選挙と政治参加](#)

⁴² [フリーダムハウス、2013年世界の自由度—エチオピア、2013年5月9日：政治的権利と市民の自由](#)

- 3.16.10** アムネスティ・インターナショナルは次のようにも述べている。「2012年7月から11月までの間に、数百人のイスラム教徒が、宗教の自由への政府の制限を非難する一連の抗議活動によって、全国各地で逮捕された。逮捕者の大半はその後釈放されたが、抗議運動の中心人物を含めて、多数の人が年末にも拘置されたままになっていた。政府は、運動を鎮めて、抗議活動についての報道を抑えることによりかなりの力を注いだ。」⁴³ 2013年8月の初めに、オロミア州 Kofele 市で、抗議活動と関連した別の出来事により、正確な数はわからないものの、複数の死者が出た。⁴⁴
- 3.16.11** インター・プレス・サービス (Inter Press Service) は次のように述べている。「2013年7月に、主要野党の民主主義と正義のための統一 (UDJ : Unity for Democracy and Justice) は、2つの主要都市、ゴンドル (Gondar) とデシエ (Dessie) で抗議活動を組織した。ゴンドルでの抗議に向けた準備段階において、UDJ 党幹部は、州の国家当局による極端な嫌がらせに直面したと報告した。嫌がらせの内容は、地元警察が党のオフィスを取り囲んで活動に係るメンバーを一日中外に出させないこと、抗議までの日々にパンフレットを一般の人々に配ったせいで 10 人以上のメンバーが逮捕されたこと、などだった。一部のゴンドルの住民も、IPS に、街中で行われた脅迫のため、彼らが怖くて抗議に参加できなかったと語った。」⁴⁵
- 3.16.12** アムネスティ・インターナショナルは、その 2013 年の報告書の中でエチオピアについて次のように述べている。「当局は野党のメンバーや、他の認識上又は実際の政敵を逮捕した。恣意的拘禁が蔓延していた。親族によると、一部の人々は逮捕後に行方不明になった。当局は容疑者の家族を標的にし、彼らを拘置して取り調べを行った。非公式な拘置所が使用されているとの報告もあった。」⁴⁶
- 3.16.13** 「[2012年]1月に、全エチオピア統一党 (All Ethiopian Unity Party) は、1月の1週間の間に南部諸民族 (SNNP) 州で逮捕されたと同党が報告した 112 人の党員の釈放を要求した。多くの野党議員が、改革の要求、政府への批判、又は平和的な抗議運動とのつながりを理由に、テロの罪で長期刑を宣告された。これらの人々に対して使われた証拠の多くは、表現と結社の自由についての彼らの権利を行使している例から構成された。裁判は、拷問の告発の調査における失敗、法律相談へのアクセスの拒否又はそれに対する制限、強制によって引き出された自白を許容できる証拠として使用することなど、重大な不規則性によって損なわれた。」⁴⁷
- 3.16.14** 「[2012年]1月に、野党指導者、Zerihun Gebre-Egziabher と元反体制派支持者、Hirut Kifle はテロ違反で有罪宣告された。6月に、野党指導者、Andualem Arage や他の反体制活動家は、テロの罪で8年から終身刑にまで及ぶ懲役判決を下された。12月に、野党指導者の Bekele Gerba と Olbana Lelisa は、「国家に対する犯罪の挑発」のため

⁴³ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年度報告書：エチオピア：2013年5月23日](#)

⁴⁴ [アムネスティ・インターナショナル、エチオピアのイスラム教徒抗議者への抑圧を止めさせなければならない：2013年8月8日](#)

⁴⁵ [インター・プレス・サービス、エチオピアの反体制勢力の再生に別れる意見、2013年7月19日](#)

⁴⁶ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年度報告書：エチオピア：2013年5月23日](#)

⁴⁷ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年度報告書：エチオピア：2013年5月23日](#)

に、それぞれ 8 年と 13 年の禁固刑を宣告された。⁴⁸

3.16.15 LandInfo、ノルウェー出身国情報センター（Norwegian Country of Origin Information Centre）は、その報告書「エチオピア—Ginbot 7 党」において次のように述べている。

「1991 年の EPRDF への権力委譲以来、エチオピアの政治は、対立的な政治活動の余地をほとんど許さない、マルクス主義と中央集権的な政策モデルによって特徴付けられている。エチオピアには登録された野党があるものの、それらの範囲は法律、政治化された中央政府、及び民族紛争によってかなり制限される。2010 年には、70 の登録された党が選挙に参加した。与党は議会で 1 つを除いたすべての議席と、地方議会に 1904 の議席を勝ち取った。野党は地方議会に 4 議席を勝ち取った。⁴⁹

3.16.16 「1991 年以来、エチオピアの内外で複数のエチオピアの政党が、政権交代の手段として武装蜂起してきた。このような党として挙げられるのが、OLF、ONLF、そしてエチオピア人民革命党（EPRP : Ethiopian People's Revolutionary）である。これらの政党は非合法であり、エチオピアでの活動はいずれも主に地下活動である。」⁵⁰

3.16.17 「Ginbot 7 党は 2008 年に設立された政党である。この党は、軍事的手段の使用を含めて政権交代のために活動しており、したがって非合法である。G7 はディアスポラ（離散先の地）で、また、エチオピアでエチオピア人を動員するが、エチオピアにおける同党の活動がどの程度の範囲に及ぶのかは不明である。2009 年と 2011 年に、何人かの人々が G7 の後援の下でのテロ行為で逮捕・起訴され、有罪宣告を受けている。しかし、逮捕が被告のテロ計画又は行為への確固たる結びつきを反映しているのかどうか、もしくは罪状が、望ましくない反体制活動を制限するための手段をカムフラージュするものなのかどうかは不明である。」⁵¹

3.16.18 LandInfo は次のような報告もしている。「2010 年 8 月に、[Ginbot] 党はエチオピアの他の 2 つの未登録政治団体と合流した。アファール人民党（APP : Afar People's Party）と統一と正義のためのエチオピア運動（Ethiopian Movement for Unity and Justice）である（エチオピアン・レビュー（Ethiopian Review）2010 年）。連立の新しい名前には「エチオピア自由・平等・正義同盟（ALEJE : Alliance for Liberty, Equality and Justice in Ethiopia）」である。Kemal Gelchu を指導者とする OLF は、2012 年 1 月 2 日に、同党がもはやオロモ族の独立を要求せず、政権交代のために他のエチオピアのグループとの協力を求めると発表した。その翌日、ALEJE 連立が協定を正式に発表した。これは OLF の Kemal 派閥と G7 との新しい同盟になった。」⁵²

3.16.19 2011 年 3 月の LandInfo との面談において、Berhanu Nega 党主は次のように述べた。

「G7 はエチオピアに広範な、秘密の党ネットワークを持っている。党はセル構造に組織されており、エチオピア全域で活動を展開中である。セルは自立しており、各セ

⁴⁸ [アムネスティ・インターナショナル、2013 年年次報告書：エチオピア：2013 年 5 月 23 日](#)

⁴⁹ [LandInfo：話題ノート：エチオピア：Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、2、背景](#)

⁵⁰ [LandInfo：話題ノート：エチオピア：Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、2、背景](#)

⁵¹ [LandInfo：話題ノート：エチオピア：Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、概要](#)

⁵² [LandInfo：話題ノート：エチオピア：Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、3：党の設立と綱領](#)

ルは4人から5人の人々から成る。」⁵³ LandInfo は次のようにも報告している。「G7はディアスポラにおいて活動を展開しており、2008年以來、ヨーロッパ、オーストラリア、北アメリカの多くの元 CUD [統一と民主主義のための連立 (Coalition for Unity and Democracy)] メンバーと組織を構築した。同党は、イギリスを含めて、多くのヨーロッパ諸国に事務所を構えている。同党はウェブサイト、ginbot7.com を運営する。」⁵⁴

3.16.20 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その報告書「彼らは自白を求める：エチオピアの Maekelawi 警察署における拷問と虐待 (They Want a Confession: Torture and Ill-Treatment in Ethiopia's Maekelawi Police Station)」において、次のように述べている。「エチオピアの首都、アジスアベバの中心部にあるホテルと正教会大聖堂の近くに、一般的に Maekelawi として知られるこの国で最も有名な警察署 (連邦警察犯罪捜査部門 (Federal Police Crime Investigation Sector)) の1つがある。エチオピアの多くの政治犯—野党政治家、ジャーナリスト、抗議活動組織者、民族反乱支持者と疑われる者、その他大勢—は、逮捕後にまずは Maekelawi (アムハラ語で「中央」) に連れて行かれる。そこで彼らは取り調べを受け、そして多くの場合、彼らは Maekelawi で、拷問を含めてあらゆる虐待を受ける。Maekelawi の捜査官は、自白、供述、その他の情報を被拘置者から引き出すために、拷問やその他の虐待に相当する強制的な方法を被拘置者に用いる。被拘置者は、多くの場合弁護士や家族への連絡を許されない。捜査官の要求に対する応諾に応じて、被拘置者は、水、食物、照明、その他の基本的なニーズを拒否されたり、許可されたりする。つまり、こうして罰せられたり、報われたりする。」⁵⁵

次も参照：[保護のアクター \(前掲セクション 2.3\)](#)
[国内再移動 \(前掲セクション 2.4\)](#)
[判例法 \(前掲セクション 2.5\)](#)

3.16.21 結論：エチオピア国家に反対する姿勢において活発であるか、又は影響力があると認められる者は、エチオピア当局による迫害を含む虐待の危険に晒されている。

3.16.22 申請者の認知されている政治的経歴は、最新の国別情報と併せて、エチオピア当局が申請者を好ましくない者として見る可能性があるかどうかを決定するために、注意深く検討されなければならない。申請者が、エチオピア当局にとって好ましくない関心を引く者であると認知されているならば、国内再移動は実行可能な選択肢とはならないため、庇護の付与が適切であろう。

3.16.23 HB (エチオピア EDP/UEDP メンバー) エチオピア CG [2004年] UKAIT 00235 の国別指針において、裁判所は、UEDP/EDP のメンバーは日常的な迫害に晒されてはいないと認定した (第 31 節)。ロンドンで集会に出席し、寄付を支払うことへの関与を制限された党員は、合理的に見て、結果として監視又は識別されることがありそうにない

⁵³ [LandInfo : 話題ノート : エチオピア : Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、4 : エチオピア国内での党活動](#)

⁵⁴ [LandInfo : 話題ノート : エチオピア : Ginbot 7 党、2012 年 8 月 20 日、5 : エチオピア国外での党活動](#)

⁵⁵ [ヒューマン・ライツ・ウォッチ、「彼らは自白を求める」、2013 年 10 月 18 日](#)

(第31節)。

3.17 エチオピア／エリトリア出身の混血の人

3.17.1 申請者の中には、自らを混血のエチオピア人又はエリトリア人であると見なし、このグループに対する州当局の扱いを根拠として保護を求める者もいるかもしれない。申請者は、自らがエリトリア系であるために、エチオピアの市民権を恣意的に拒否されていると考える場合もある。

3.17.2 論点。2000年の米国国務省報告書では、エチオピア政府は、2000年6月にエリトリアとの休戦協定に調印した後に、エリトリア人とエリトリア出身のエチオピア人を強制的に追放することをやめたが、[2000]年末の時点で、1,200人にのぼる男性のエリトリア人とエリトリア出身のエチオピア人がDedesaにある捕虜収容所に拘置されていたと述べている。⁵⁶

3.17.3 UNHCRによると、2006年1月現在、エリトリア出身者のエチオピアからの追放は、2001年6月以来発生していない。2004年1月に、エチオピアに居留しているエリトリア人の地位を公式化するための指令がエチオピア移民局によって発せられた。⁵⁷

3.17.4 2008年の報告書において、国際難民奉仕会(RI: Refugees International)は次のように述べている。「1998年～2000年の紛争の間に、エチオピアはエリトリア出身者のエチオピア国籍を無効にした。その主張によれば、エリトリア出身者は危険人物であるか、又はエリトリアの独立をめぐる1993年の国民投票に投票することによって自らの市民権を放棄したのだという。推定75,000人の人々が、家族をばらばらに引き裂かれ、身元を隠すために家族を置いていくことを強制されて、エリトリアに追放された。市民権なしでは、エチオピアにいるエリトリア人は、就職、旅行、教育、社会サービスへのアクセスの制限に直面した。没収された財産に対する補償は与えられていない。」⁵⁸

3.17.5 「情報筋は、多くの、おそらくはたいていの、エチオピアに住むエリトリア人は、2003年に制定された国籍宣言の下で市民権を再取得したと示唆する。しかし、ある人が語ったところでは、「地位が改善したとはいえ、人々はいまだに話すことを恐れている」。何人かの被面接者は、移民当局による3年の遅延と尋問を含めて、国の身分証明書の取得にまつわる問題について報告した。RIは、国民IDにエリトリア人としての「以前の国籍」が記載されているのを確認した。エチオピアの市民権を持つエリトリア人は、親密な友人の間でさえ、いまだに彼らのバックグラウンドを隠さなければならないと感じていると語った。彼らはめったにコミュニティとして集まらず、政治にも関

⁵⁶ [米国国務省、2000年人権報告書、エチオピア、2001年2月23日、序論](#)

⁵⁷ [カナダ移民難民委員会 \(Immigration and Refugee Board of Canada\)、情報要求に対する調査局の回答。ETH100909.E. エチオピア：エチオピア人と見なされる者を含む、エチオピアによるエリトリアへのエリトリア人の追放\(2004年8月-2006年1月\) \[http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?l=e&id=449824\]\(http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?l=e&id=449824\)](#)

⁵⁸ [国際難民奉仕会、エチオピア－エリトリア：行き詰まりはエリトリア人とエリトリア出身のエチオピア人に損害を与える、2008年5月30日](#)

与しない。何人かは雇用差別についても口にした。RI がインタビューしたほとんどの人は、かなりの人格的・心理学的負担に耐えながら、愛する人との進行中の別離の話をした。」⁵⁹

3.17.6 「エリトリアとエチオピアの間の旅行は禁止されており、両国間の電話システムがなく、エチオピア人は、エリトリアにいる人とインターネット経由で通信したとして勾留されていると伝えられる。」⁶⁰

3.17.7 フリーダムハウスは次のように報告している。「アジスアベバでのアフリカ連合 (African Union) サミットを爆撃する計画が失敗したことについて、2011年の国連報告がエリトリア当局を告発した後に、エチオピアとエリトリアの間の緊張は高くなった。年3月に、エチオピア軍はエリトリアへの(終戦以来初の)一連の軍事侵攻を実行した。当局は、この攻撃が、エチオピアのアファール州で外国人観光客のグループを誘拐したことに責任がある反政府勢力に向けたものであると述べた。」⁶¹

次も参照：[保護のアクター \(前掲セクション 2.3\)](#)

[国内再移動 \(前掲セクション 2.4\)](#)

[判例法 \(前掲セクション 2.5\)](#)

3.17.8 結論。 2ヶ国間の交戦状態が停止した後に、エチオピア政府は、2000年にエチオピアからエリトリアに強制追放されたエリトリア系の人々についての政府の政策を中止した。エリトリアは1993年に、別個の国であると国際的に認められた。エリトリアとエチオピアの間で緊張が高まっている間、エチオピアからエリトリアに追放されて帰還したエリトリア系の人に関して、2013年には現実的な危険のどのような徴候も認められない。エチオピア当局は、紛争後もエチオピアに留まっているエリトリア人の地位を公式化し、今や、エリトリア系であることに基づいて新しい申請が為される可能性は非常に低い。

3.17.9 結果として、エリトリア系であるために強制追放される危険を引き合いに出すいかなる申請者も、1951年条約の条件の中で迫害に相当する扱いを示すことができないであろう。したがって、そのような場合の庇護の付与は適切ではない。しかし、ケースワーカーは、なおも、申請者がエリトリア人であるためにエチオピアで迫害に相当する扱いの危険に晒されているかどうかを検討するべきであり、各事案は最新の国別情報に対してその個々の利点において検討されるべきである。

3.17.10 申請者の事案の評価は、エリトリア系であることによるエチオピアの市民権の剥奪に関連する申請者のどのようなより広範な主張も考慮に含めなければならず、ケースワーカーは、本書のセクション 2.4における関連判例法を参照するべきである。さらな

⁵⁹ [国際難民奉仕会、エチオピア-エリトリア：行き詰まりはエリトリア人とエリトリア出身のエチオピア人に損害を与える、2008年5月30日](#)

⁶⁰ [国際難民奉仕会、エチオピア-エリトリア：行き詰まりはエリトリア人とエリトリア出身のエチオピア人に損害を与える、2008年5月30日](#)

⁶¹ [フリーダムハウス、2013年世界の自由度-エチオピア、2013年5月9日](#)

る指針は、上級ケースワーカー又は国別特殊訴訟班から得ることができる。

3.17.11 人生の大部分をエチオピアで暮らしたものの自身をエリトリア人であるとする混血出身の申請者は、通常、エリトリアに追放されたこととエリトリアでの迫害を恐れているという主張のため、エリトリア人と見なされるべきであり、また、より広範な主張が然るべく評価されるべきである。エリトリアに関する OGN 及び COI 報告を参照するべきである。

3.18 ジャーナリストと人権活動家の扱い

3.18.1 申請者の中には、ジャーナリスト又は人権活動家としての役割で行った、政府についての認知された批判を理由に、エチオピア当局による迫害に相当する虐待に対する恐れを主張する者もいるかもしれない。

3.18.2 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、その 2013 年エチオピア報告において次のように述べている。「非政府組織を規制する 2009 年の慈善及び社会活動に関する宣言 (CSO 法) とテロ対策宣言の公表以来、表現、集会及び結社の自由は、エチオピアでますます制限されている。これらの 2 つの法律の影響は、デリケートな問題についてコメントするか、政府の政策に批判的な見解を表す、市民社会活動家やジャーナリストその他に対する、政府の広範かつ持続的な嫌がらせ、脅迫、威嚇と結び付いて、厳しいものとなった。⁶² Maekelawi 警察署における扱いに関する、パラグラフ 3.16.20 で引用したヒューマン・ライツ・ウォッチの報告書も参照されたい。

ジャーナリスト

3.18.3 論点：米国国務省 (USSD) は、そのエチオピアに関する 2012 年人権報告書において次のように報告している。「憲法と法律は、言論及び報道の自由について規定している。しかし、当局は、当局が政府に批判的であると認知したジャーナリストその他を逮捕し、拘置し、有罪宣告した。」⁶³

3.18.4 「複数の国連特別報告者 (UN special rapporteurs) と国連人権高等弁務官 (UN High Commissioner for Human Rights) は、ジャーナリストと反体制派のメンバーに対する政府のテロ対策宣言の使用について懸念を表明した。政府によるジャーナリストへの嫌がらせは、彼らがデリケートな話題を報告するのを避ける原因になった。多くの民間の新聞は、政府に批判的であると見なされた記事に関する政府当局からの記事配置要求と呼び出しを通じた政府による非公式の編集規制について報告した。民間部門と政府のジャーナリストは、日常的に自己検閲を行った。」⁶⁴

⁶² [ヒューマン・ライツ・ウォッチ：2013年ワールドレポート：エチオピア：2013年1月31日：表現、結社及び集会の自由](#)

⁶³ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション2、A. 言論及び報道の自由を含む、市民の自由の尊重](#)

⁶⁴ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション2、A. 言論及び報道の自由を含む、市民の自由の尊重](#)

- 3.18.5** 「批判を抑制するために、政府はテロ対策宣言を使った。ジャーナリストは、2011年6月に議会によってテロ集団として指定された5グループ(Ginbot 7、ONLF、OLF、アルカイダ、アル・シャバブ)を報告することが法律の下で処罰に値する可能性があるかどうかについての曖昧さを引き合いに出しながら、これらのグループについて報道するのを恐れた。」⁶⁵
- 3.18.6** 国境なき記者団 (Reporters Without Borders) は次のように報告している。「民営の新聞社は、首都アジスアベバ、及び他の発達している地域の都市で知的訓練を維持するのに役立っている。しかし、2005年以來かなり悪化している風潮は、メディアの独立にとって過酷なものであり、自己検閲は非常に一般的である。メディアに関する法律は、2009年7月のテロ対策法に基づく「テロ活動」で有罪であるとされた者に対してだけでなく、中傷又は偽情報の出版で有罪であるとされた者に対しても長期の懲役を規定する。エチオピアに拠点を置く外国の記者は、彼らのニュース報道によって政府を当惑させたり、追放を含む厳しい反響に直面したりしないように最大限の注意を払っている。」⁶⁶
- 3.18.7** アムネスティ・インターナショナルは、エチオピアについての報告で次のように述べている。「国家は、独立系メディア、政治的反体制勢力、及び人権団体の活動を厳しく制限して、表現の自由を抑えた。意見の相違はどのような社会的地位でも許されなかった。多くのジャーナリストと政治的反体制派のメンバーは、政府を批判して改革を要求したことで、又は平和的な抗議運動とのつながりで、テロの罪において長期刑を宣告された。これらの人々に対して使われた証拠の多くは、表現と結社の自由について彼らが権利を行使している例から構成された。裁判は、拷問の告発の調査における失敗、法律相談へのアクセスの拒否又はそれに対する制限、強制によって引き出された自白を許容できる証拠として使用することなど、重大な不規則性によって損なわれた。[2012年]1月に、ジャーナリストの Reyot Alemu、及び Woubshet Taye と Elias Kifle は、テロの罪で有罪宣告された。6月に、ジャーナリスト Eskinder Nega [3.10.5を参照] とその他の反体制者は、テロの罪でテロの罪で8年から終身刑にまで及ぶ懲役判決を下された。」⁶⁷
- 3.18.8** ヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように報告している。「過去10年に、脅迫と威嚇により、世界の他のどの国よりも多くのジャーナリストがエチオピアから逃げ出した—ジャーナリスト保護委員会 (CPJ : Committee to Protect Journalists) によれば、少なくとも79人である。テロ対策宣言は、反体制者と見なされている者を標的とし、意見の相違を抑えて、ジャーナリストを沈黙させるために使われている。2012年に、30人の政治活動家、野党のメンバー、及びジャーナリストが漠然と定義されたテロ違反によって有罪宣告された。2011年以來11人のジャーナリストが、法律に基づいて有罪宣告されている。」⁶⁸

⁶⁵ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション2、A. 言論及び報道の自由を含む、市民の自由の尊重](#)

⁶⁶ [国境なき記者団：ワールドレポート：エチオピア：2012年3月更新](#)

⁶⁷ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年次報告書：エチオピア：2013年5月23日：表現の自由](#)

⁶⁸ [ヒューマン・ライツ・ウォッチ：2013年ワールドレポート：エチオピア：2013年1月31日：表現、結社](#)

- 3.18.9** Woubshet Taye と Reyot Alemu（上記の 3.18.7 を参照）に関するコメントの中で、国境なき記者団は、「2011年6月以来ずっと拘置されていて、テロの罪で1年以上前に長期の懲役刑を言い渡された」これらの二人のジャーナリストに関して懸念を表明している。「これらの2人の無実のジャーナリストの延長された拘置、Taye の最近の彼の家族から遠い場所への移送、Alemu のための医療の不足は、政府の非妥協性を暗示しており、メディアの自由に対するより寛大な態度についてのすべての希望を打ち砕いた。2人のジャーナリストは、エチオピアの2012年1月のテロ対策法に基づいて禁固14年を宣告された。連邦最高裁判所は、8ヶ月後に Alemu の刑期を5年に削減したが、Taye の刑期は変わらないままとなっている。エチオピアは、国境なき記者団の2013年報道自由指数において179カ国中137位にランクされている。」⁶⁹
- 3.18.10** アムネスティ・インターナショナルも次のように述べている。「わずかに残っている独立系メディアの痕跡は、さらにいっそうの制限を受けた。[2012年]4月に、最後まで残っている独立系出版物の1つである Feteah の編集者、Temesgen Desalegn は、Eskinder Nega その他の裁判についての「偏見的報道」による法廷侮辱罪で罰金を科された。Feteah は何人かの被告の供述を掲載していた。8月に、彼は、政府に批判的であると見なされた記事を彼が執筆したか、公開したために、あるいは政府の抑圧に対する平和的な抗議を要求したために、刑事犯罪で告発された。彼は数日間の拘置の後に解放されて、告訴は取り下げられた。」⁷⁰ 「2012年5月と10月の2回にわたって、ボイスオブアメリカ (Voice of America) の特派員は、抗議者を相手に実施したインタビューに関して一時的に拘置され、取り調べを受けた。」⁷¹
- 3.18.11** ヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように報告している。「2012年1月以来、エチオピアのイスラム教徒コミュニティのメンバーは、宗教の問題に対する政府の干渉について、首都アジスアベバや他の町で定期的な抗議活動を行っていた。政府は、これらの抗議について報道したジャーナリストに嫌がらせを行い、拘置した。現在は廃刊となったイスラム教系雑誌 Yemuslimoch Guday の元編集者、Yusuf Getachew は、テロ対策法に基づいて告訴され、現在裁判にかけているが、その裁判は一般の人々には非公開である。同誌で Getachew の後任を務めた Solomon Kebede は、1月17日に逮捕され、やはりテロ対策法に基づいて告訴された。訴訟を起こされるのに先がけて、Solomon は法律相談へのアクセスを許されないまま、拷問で有名なアジスアベバの Maekelawi 刑務所で、公判前勾留に2ヶ月以上を費やした。」⁷²
- 3.18.12** [2012年]5月に、当局は印刷所に、印刷所で印刷される出版物の中から、政府によって「違法である」と定義される恐れのあるすべての内容を除去するように要求する指令を発した。テロ対策宣言の過度に広い規定は、多くの合法な内容が違法であると見なしうることを意味していた。7月に、国家当局がイスラム教徒の抗議活動に関する

及び集会の自由

⁶⁹ [国境なき記者団：「テロ」を理由に2011年6月以来拘束されている2人のジャーナリストに関する懸念、2011年4月26日](#)

⁷⁰ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年次報告書：エチオピア：2013年5月23日：表現の自由](#)

⁷¹ [アムネスティ・インターナショナル、2013年年次報告書：エチオピア：2013年5月23日：表現の自由](#)

⁷² [ヒューマン・ライツ・ウォッチ：エチオピア：テロ対策法がメディアを破壊する、2013年5月3日](#)

カバーストーリーと首相の健康状態についての別の憶測に異議を唱えた後に、Fetehの版は押収された。その後、国営の印刷会社 Berhanena Selam は、Feteh や Finote Netsane（最大の野党、民主主義と正義のための統一の機関誌）を印刷することを断った。11月に、同党は、政府が Finote Netsanet の全面的禁止を課したと発表した。多くのニュース、政治、および人権のウェブサイトが封鎖された。⁷³

3.18.13 インターネット： 国境なき記者団は次のように述べている。「エチオピアの唯一のインターネット・サービス・プロバイダは国有の Ethio テレコムである。このことが、オンライン活動の政府統制を容易にしている。しかし、一つには、人口の 0.5 パーセント（2010 年には約 500,000 人のインターネットユーザー）だけがオンラインを利用するという理由で、政府は、比較的小さな規制しか行っていない（ほんのわずかの反体制ウェブサイトは政治的な検閲の犠牲者である）。」⁷⁴

3.18.14 フリーダムハウスによると次の通り。「政府は厳密な規制システムを維持しており、全国的なインターネットフィルタリングを実施する、サハラ砂漠以南のアフリカで唯一の国である。インターネットフィルタリングの政府のアプローチは、一般に、国際的なゲートウェイのレベルの具体的なインターネットプロトコル（IP）アドレス又はドメインネームのリストへのアクセスを妨げることによる。しかし、あるブロガーは、2010 年半ば以来、政府が、キーワードに基づいてウェブページを URL パスでブロックすることが可能な、より洗練された機器を導入していたことを 2011 年 1 月に報告した。彼が引用した観察可能な証拠には、ブロックされたコンテンツが、もはや以前に可能であったようには、Google キャッシュ経由でアクセスされることができなかったという事実と同様に、追放されたニュースアウトレット、Addis Neger の個々の Facebook ページのブロッキングが含まれていた。⁷⁵

3.18.15 USSD はその 2012 年報告書において次のように述べている。「政府はインターネットへのアクセスを制限し、ブログ、反体制ウェブサイト、及び Ginbot 7、OLF、ONLF のウェブサイトを含むいくつかのウェブサイトをブロックした。政府は一時的に、ワシントン・ポスト（Washington Post）、エコノミスト（Economist）、およびアルジャジーラ（Al Jazeera）などのニュースサイトをブロックし、また、エチオピアの人権条件を報告している外国の政府へのリンクを一時的に塞いだ。反体制ディアスポラグループによって運営される複数のニュースブログとウェブサイトは、アクセスできなくなった。」⁷⁶ アムネスティ・インターナショナルは 2012 年 7 月に、様々なインターネットや電気通信技術の提供と使用を遮断するテレコム詐欺違反宣言（Telecom Fraud Offences Proclamation）を議会が通過したと述べている。⁷⁷ アフリカの角人権連盟（Human Rights League of the Horn of Africa）は、2012 年に、エチオピアが、Skype やオーディオ関連の通信を提供する他のボイス・オーバー・インターネットプ

⁷³ [アムネスティ・インターナショナル、2013 年年次報告書：エチオピア：2013 年 5 月 23 日：表現の自由](#)

⁷⁴ [国境なき記者団：ワールドレポート：エチオピア：2012 年 3 月更新](#)

⁷⁵ [フリーダムハウス、2012 年ネット上の自由度－エチオピア、2012 年 9 月 24 日](#)

⁷⁶ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 2、A. 言論及び報道の自由を含む、市民の自由の尊重](#)

⁷⁷ [アムネスティ・インターナショナル、2013 年年次報告書：エチオピア：2013 年 5 月 23 日：表現の自由](#)

ロトコル (VoIP) サービスを法律によって禁止したと指摘した。法律に違反した場合、禁固 15 年の処罰に相当する。⁷⁸

人権活動家

3.18.16 論点：米国国務省は、その 2012 年人権慣行報告書において次のように述べている。

「二、三の国内人権団体は活動していたものの、政府による重大な制限が伴っていた。政府は一般に、国内の人権団体と国際的なオブザーバーに不信感を抱いていて、用心深かった。国のコントロールメディアは、ヒューマン・ライツ・ウォッチなどの国際的な人権団体に批判的であった。政府はその年の間に、こうした団体が記述するものは、偏っていて、不正確な報告であるとして、何度か強く批判した。政府は、メレス首相の死の影響を分析した国際危機グループ (ICG) の報告も批判し、ICG は「非常に問題のある基準」を適用しており、根拠に基づいた現実を反映していないと主張した。」⁷⁹

3.18.17 フリーダムハウスは、その報告書「2013 年世界の自由度—エチオピア」において次のように述べている。「政治的及び人権上の問題についての作業を禁止することによって、CSP は外国の NGO の活動を制限している。外国の NGO とは、出資の 10 パーセント以上を外国から受け取っているグループと定義される (ほとんどの国内組織にも当てはまる分類)。NGO は、当局に再登録することも彼らに義務づけている法律の結果として、事業を維持するために奮闘してきた。」⁸⁰

3.18.18 アムネスティ・インターナショナルは、その 2013 年年次人権報告書において次のように述べている。「慈善・社会活動庁 (Charities and Societies Agency) は、NGO の独立を著しく損っており、NGO の活動が関連政府機関によって監督されることを要求する [CSP] 法の規定を強制しはじめたと報告されている。」⁸¹ 「虐待の告発を調査していた NGO と外国の政府当局と地元の人々が面会することを防止するために、治安当局が地元の人々を脅迫又は拘置したという信用できる報告があった。」⁸² 「米国国務省によると、2012 年 10 月に、同庁は、不適切な納税と CSO 法及び関連法規の順守の不足により、過去 2 年間に 10 の市民社会組織 (CSO) を終了させたと発表したという。同庁は、さらに別の 476 の CSO に警告を出したということである。」⁸³

3.18.19 ヒューマン・ライツ・ウォッチは次のように報告している。「エチオピアの最も重要な人権団体は、活動の規模を劇的に縮小することを強制されたか、又は人権活動を活動任務から取り除かれたため、その数は不明ではあるが、こうした団体は完全に活動

⁷⁸ [アフリカの角人権連盟、人権理事会に対して特別諮問の立場にある非政府組織のアフリカの角人権連盟 \(HRLHA\) によって提出された声明書*、2013 年 5 月 23 日](#)

⁷⁹ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、18 ページ](#)

⁸⁰ [フリーダムハウス、2013 年世界の自由度—エチオピア、2013 年 5 月 9 日：政治的権利と市民の自由](#)

⁸¹ [アムネスティ・インターナショナル、2013 年年次報告書：エチオピア：2013 年 5 月 23 日：表現の自由](#)

⁸² [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、19 ページ](#)

⁸³ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、19 ページ](#)

を停止した。同国の最も経験豊かで、評判が高い人権活動家の一部は、脅迫のため同国から逃亡した。」⁸⁴

3.18.20 政府の人権機関：「政府が設立した EHRC [エチオピア人権委員会 (Ethiopian Human Rights Commission)] は、議会から資金を提供されて議会の審査に従うものであり、人権に関する苦情を調査して、年次及び主題別の報告を行う半自立的機関である。同委員会は 17 の大学と 2 つの市民社会団体、EWLA [エチオピア女性弁護士協会 (Ethiopian Women's Lawyers Association)] 及びエチオピア・キリスト教弁護士会 (Ethiopian Christian Lawyers Fellowship) と協力して、112 の法律支援センターを運営する。EHRC は、そのアジスアベバの本部が、その年の間に提出された 952 件の苦情の 90 パーセントを解決したと報告した。」⁸⁵

3.18.21 「オンブズマンオフィス (Office of the Ombudsman) は、実行支局による行政運営の誤りについての苦情を受け付け、調査する権限を有している。苦情の大多数は、社会保障、労働、住居、及び資産の紛争に係っていた。政府は 5 月に、法務省 (Ministry of Justice) に収容される予定の実施調整事務所とともに、国家人権行動計画 (National Human Rights Action Plan) の立案を完遂した。」⁸⁶

次も参照：[保護のアクター \(前掲セクション 2.3\)](#)
[国内再移動 \(前掲セクション 2.4\)](#)
[判例法 \(前掲セクション 2.5\)](#)

3.18.22 結論：エチオピア政府によって当局に対立的であると見なされているジャーナリスト、メディア専門家、及び人権活動家は、国家による迫害を含む虐待の危険に晒されている。

3.18.23 実際の、又は認知上の申請者のプロフィールは、エチオピア当局が申請者を好ましくないものとして見るかどうかを決定するために、最新の国別情報と併せて、注意深く検討されなければならない。申請者が、エチオピア当局にとって好ましくない関心を引く者であると認知されているならば、認められた、又は実際の政治的意見を根拠とした庇護の付与が適切であろう。国内再移動は、そのような危険を避けるために実行可能な選択肢ではない。

3.19 女性

3.19.1 女性申請者の中には、ジェンダーに基づいた迫害（危害の種類はジェンダーと関連する）を根拠として迫害に相当する虐待に基づいて庇護及び／又は人権申請を行う者も

⁸⁴ [ヒューマン・ライツ・ウォッチ：2013年ワールドレポート：エチオピア：2013年1月31日：表現、結社及び集会の自由](#)

⁸⁵ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、19ページ](#)

⁸⁶ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、19ページ](#)

いるかもしれない。

- 3.19.2 論点：**米国国務省は、エチオピアに関するその 2012 年人権報告書において次のように述べている。「[エチオピア] 憲法はすべての人に平等な、ジェンダーに基づいた差別のない保護を与える一方で、実際には、政府はこれらの権利を十分に促進しているわけでも、保護しているわけでもない。」⁸⁷
- 3.19.3** 同じ報告書は次のように述べている。「女性と少女はジェンダーに基づいた暴力を経験したが、文化的受容、恥辱、恐怖、又は犠牲者の法的保護の無知については十分に報告されなかった。法律は強姦を有罪としており、事件の深刻さに応じて、5 年から 20 年の懲役刑を規定する。しかし、法律は配偶者の強姦には明確に対処していない。一部には報告の不十分さが広範囲に及ぶことにより、政府は完全に法律を執行したわけではない。」⁸⁸
- 3.19.4** 「配偶者による虐待を含む家庭内暴力は、普及した社会問題であった。女性は警察と裁判所に助けを求めているものの、社会の規範と限られたインフラのため、多くの女性は、特に農村地域では法的な補償を求められなかった。政府は限られた範囲で犯罪者を起訴した。家庭内暴力は違法であるが、強姦と家庭内暴力に対する政府の法律の執行には一貫性がなかった。与えられた損害の深刻さに応じて、法律の刑罰はわずかな罰金から最高 10～15 年の懲役にまで及んでいる。ジェンダーに基づいた暴力の背景には、貧しい関連書類と不十分な調査に起因する、司法制度における重要なジェンダー・ギャップが存続していた。家庭内暴力及び強姦事件は、しばしばかなり対応に遅れが生じて、優先順位は低いものでしかなかった。」⁸⁹
- 3.19.5** 米国国務省は次のように報告している。「[エチオピア] 政府は、女性と子どもに対する人権侵害の実態を調査するために、EHRC の一環として 2005 年に子どもと女性の問題国家委員会（National Commission for Children's and Women's Affairs）を設立した。」⁹⁰
- 3.19.6** 「女性の性器切除／切断（FGM/C）は違法であるが、政府は、この禁止を積極的に強制したりそれを行った人々を罰したりしなかった。この慣行はまだ広範囲に及んでいた。しかし 2010 年の人口協議会（Population Council）の調査によると、その割合は低下し続けた。40 歳から 49 歳までの女性の 80 パーセントが FGM/C を受けたと報告した一方で、少女と年齢 15 歳から 19 歳までの女性では同じを報告した者は 58 パーセントだった。FGM/C の普及率は、アファール、SNNPR、及びオロミアの各州で最

⁸⁷ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 6、差別、社会的虐待、及び人身売買、20 ページ](#)

⁸⁸ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 6、差別、社会的虐待、及び人身売買、女性、20～21 ページ](#)

⁸⁹ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 6、差別、社会的虐待、及び人身売買、女性、20～21 ページ](#)

⁹⁰ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 6、差別、社会的虐待、及び人身売買、女性、21 ページ](#)

も高かった。」⁹¹

3.19.7 「誘拐による結婚は違法であるが、この慣行と戦う政府の取り組みにもかかわらず、アムハラ、オロミア、SNNPR を含む一部の州ではこの慣行が続いていた。強制された性的関係は誘拐による結婚のほとんどに付随しており、女性はしばしば誘拐される間に身体的な虐待を経験した。セクシャルハラスメントは広範囲に及んでいた。刑法は18ヶ月から24ヶ月の懲役の刑罰を規定している。しかし、当局は一般にハラスメント法を執行しなかった。女性に対する差別は、人口の推定85パーセントが生活する農村地域で最も深刻だった。」「都市部では、女性の雇用機会が男性よりも少なく、得られる勤め口は、同一労働同一賃金を提供しなかった。教育省（Ministry of Education）は、高等教育への女性の参加が増える傾向が続いており、学部と大学院のプログラムへの女性の参加は、2010年-11年の123,706人に比べて2011年-12年の学年度には144,286人まで増大したと報告した。」⁹²

3.19.8 2012年に、経済的、社会的および文化的権利委員会（Committee on Economic, Social and Cultural Rights）は次のような懸念を表明した。「家庭内暴力は過小報告され続けており、性に対する暴力に関連する起訴と有罪判決の比率に関する内訳は欠けており、その被害者支援と社会復帰援助は不足している。」⁹³ カナダ移民難民委員会（Immigration and Refugee Board of Canada）は、エチオピア人弁護士、Semhal Getachew の報告を引用して、「重大な身体的危害」を被っていない限り、虐待を警察に通報することを試みた女性は、しばしば、虐待者と共に帰宅し、和解するように告げられると指摘している。同様に、国連女性（UN Women）によって公開された記事は、判事が女性に、裁判所に行くよりも助けを求めて家族又はコミュニティの年長者に頼るようにアドバイスすることを証明している。⁹⁴

3.19.9 2011年の女性に対する暴力の排除に関する委員会の総括所見（Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Violence Against Women）は、次のように報告している。「女性に対するFGM、性的暴力、家庭内暴力、及び他の形の暴力は、文化的なタブー及び法律制度への被害者の信頼の不足のため十分に報告されておらず、その刑法上の規定は、資金の割り当ての不足、関係するアクター間の協調の不足、既存の法律と政策についての法執行当局側の低い自覚、ジェンダーに敏感な方法で法律を適用する能力の不足、及び差別的な社会の態度を理由に一貫性をもって執行されないことが懸念される。最後に、委員会は、配偶者強姦を有罪とすることの国側の不履行、女性に対する暴力と戦うための国家戦略の採用における立ち遅れ、被害者支援と社会復帰援助の不足、及び女性に対する暴力に関連する起訴と有罪判決

⁹¹ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション6、差別、社会的虐待、及び人身売買、女性、21ページ](#)

⁹² [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション6、差別、社会的虐待、及び人身売買、女性、21ページ](#)

⁹³ [国連経済社会理事会（ECOSOC : UN Economic and Social Council）、条約第16条及び第17条に基づく当事国によって提出された報告の検討：経済的、社会的および文化的権利委員会の総括所見—エチオピア、2012年5月31日 パラグラフ14](#)

⁹⁴ [カナダ移民難民委員会、エチオピア：家庭内暴力、被害者に利用可能な法律、国による保護、及びサービスを包含（2007年-2011年）、2011年12月14日](#)

の比率に関する内訳の欠如について懸念している。」⁹⁵

3.19.10 フリーダムハウスは次のように報告している。「女性は2010年の選挙において下院の152議席を勝ち取り、議会で比較的良好に代表されている。法律は女性の権利を保護しているものの、こうした権利は実際には日常的に侵害されている。強姦と家庭内虐待に対する法律の執行は、裁判所で日常的に行き詰まっている訴訟によってむらの多いものとなっている。」⁹⁶ 米国国務省の人権報告書は、政治参加に関して次のようにも報告している。「いかなる法律あるいは文化的又は伝統的習慣も、女性ないしはマイノリティが、男性もしくは非マイノリティの市民と同じ基礎に基づいて、投票や政治的生活への参加を妨げるものではない。ティグレ州議会は48.5パーセントと、全国的に最も高い女性の比率を保った。」⁹⁷

3.19.11 米国国務省は、その2012年人身売買報告書において次のように述べている。「エチオピアは、強制労働と性の取引に服従する男性、女性、及び児童の供給源であり、規模は小さいものの、目的国及び通過国である。エチオピアの農村地域出身の少女は、国内で家内労役と、より頻度は少ないものの、売春に利用される。中東で家内サービスに従事する多くのエチオピア人女性は、身体的及び性的暴力、給料の不払い、不眠不休、パスポートの差し止め、監禁、及び殺人さえ含めて、苛酷な虐待に直面している。エチオピア人女性は一特にスーダンと南スーダンにおいて、売春宿、採鉱キャンプ、及び油田の近くに一労働目的のために移住した後に、又は中東で虐待を行う雇用者から逃走した後に、性取引に利用される場合もある。」⁹⁸

3.19.12 「エチオピア政府は人身売買の排除のための最低基準を完全には順守していない。しかし、そのための相当な努力はしている。政府は、売買の被害者を含むかもしれない危険に陥る移民に、救急サービスと物流支援を提供する緊急対応センターをアファール州に開設しており、エチオピア国内の州政府は、人身売買についての意識を高めるためのワークショップを主催し、取引事件についての作業を調整するためのタスク・フォースを設立した。エチオピア政府は、報告期間に人身売買の被害者に限られた援助しか与えなかったが、その代わりに国際機関とNGOが被害者にサービスを提供することをほぼ全面的に信頼しており、他の犯罪の被害者とは対照的に、人身売買の犠牲者特有のいかなるケアも提供していない。国による人身売買の被害者への援助の提供は、NGOサービス提供者と積極的に、かつ一貫して連携するか、さもなければ支援することへの政府の消極性によって損なわれた。」⁹⁹

次も参照：[保護のアクター](#)（前掲セクション2.3）

[国内再移動](#)（前掲セクション2.4）

[判例法](#)（前掲セクション2.5）

⁹⁵ [国連女子に対する差別撤廃委員会（UN Committee on the Elimination of Violence Against Women）、女子に対する差別撤廃委員会の総括所見、2011年7月27日 パラグラフ20](#)

⁹⁶ [フリーダムハウス、2013年世界の自由度—エチオピア、2013年5月9日：政治的権利と市民の自由](#)

⁹⁷ [米国国務省、2012年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013年4月19日、セクション3 政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利：選挙と政治参加、17ページ](#)

⁹⁸ [米国国務省：2013年人身売買報告書—エチオピア、2013年6月19日](#)

⁹⁹ [米国国務省：2013年人身売買報告書—エチオピア、2013年6月19日](#)

3.19.13 結論：一般に、国の保護は法律上女性にとって有効である。しかし、社会の規範と被害者の法律制度への信頼の不足は、女性の大多数が保護を求めることを阻止しているように見受けられる。保護は、被害者支援と社会復帰援助の不足に加えて、法的規定の執行の不足、遅延、及び差別的な態度によって損なわれる。さらに、一部の女性の援助にアクセスする能力は、彼女らの所在地、宗教上の信仰、リテラシーの不足、及び主として農村社会に留まることによる彼女らの権利についての自覚の不足といった要因によってさらに制限されるかもしれない。

3.19.14 効果的な国の保護は、したがって、性やジェンダーに基づいた暴力を恐れている女性の大多数に利用可能である可能性は低い。しかし、各事案は、効果的な保護が提供されるかどうかを評価するために、その個々の利点について検討されるべきである。

3.19.15 エチオピアの一部の女性にとって、FGM を避ける目的を含めた再移動は、過度に厳しいものではないかもしれない。しかし、女性に対する差別のレベル、国内における多くの IDP 及び人身売買の脅威を考慮した場合、これは、当人が、エチオピア又は外国に拠点を置く家族からの又はコミュニティメンバーからの適正な支援にアクセスすることができる場合、あるいは自ら及び／又はすべての扶養家族を支援することができる場合に限って可能性があると言える。

3.19.16 あるエチオピア人女性が、彼女が拷問又は非人道的な又は劣悪な扱いに相当するジェンダーに基づいた暴力の現実的な危険に直面していることを示すことができるか、保護にアクセスする又は恐怖のせいで望まないか、あるいは国内再移動が過度に厳しい場合、難民の地位の付与は適切であろう。

3.20 刑務所の状態

3.20.1 申請者は、帰還において自らが収監されるであろうという重大な危険性があるという事実、そしてエチオピアの刑務所の状態が、拷問又は非人道的な扱い又は処罰に相当するほど劣悪であるという事実を理由にエチオピアに帰還することができないと主張するかもしれない。

3.20.2 このセクションにおける指針は、刑務所の状態が ECHR の第 3 条に違反するほどのものであるかどうか、また、人道的保護の付与を保証するものであるかどうかに関係している。収監が難民条約理由によるものであれば、あるいは万が一条約理由により懲役刑が規範よりも上に拡張される場合には、庇護申請は、庇護申請が却下されたならば刑務所が第 3 条に違反しているかどうかを検討することに進む前に、最初に検討されるべきである。

3.20.3 検討：米国国務省は、その 2012 年人権慣行に関する国別報告書—エチオピアにおいて次のように報告している。「6 つの連邦刑務所と 120 の州刑務所(がある)。Dedessa、Bir Sheleko、Tolay、Hormat、Blate、Tatek、Jijiga、Holeta、及び Senkele のものを含めて、全国に多くの非公式な拘置所もある。多くは軍事キャンプに設置されている。

[2012年]9月現在、刑務所には7万人から8万人の囚人がおり、そのうちの約2,500人が女性で、約600人が囚人の母親とともに拘置されている児童であった。未成年者が成人と一緒に拘置される場合もあり、若い児童は母親と一緒に拘置される場合もある。男性と女性の囚人は一般に隔離される。¹⁰⁰ セクション 3.16.20 の Maekelawi 警察署も参照。

3.20.4 米国国務省は次のように述べている。「刑務所と公判前拘置所の状態は依然として苛酷で、場合によっては命に係わるものであった。当局が囚人に暴行を加えているとの報告が多数見受けられた。伝えられるところでは、暴行を受けた後の治療は、場合によっては不十分であった。過度の詰め込みすぎは、特に寝室において一般的であった。政府は食物、水、および健康管理のために、1日あたり囚人1人あたり約8ビル(0.44ドル)を提供した。多くの囚人は家族からの毎日の食料配達で、又は地元の小売人から食物を購入することによって、この量を補っていたが、家族からの補助的な食料を受け取ることを妨げられている囚人がいるとの報告もあった。」¹⁰¹

3.20.5 「医療は連邦刑務所では信頼できるものではなく、州刑務所にはほとんど存在しなかった。国の多くがそうであるように、囚人は飲料水の利用が制限されていた。また、水不足は非衛生的な条件の原因となり、ほとんどの刑務所は適切な衛生設備を欠いていた。多くの囚人が、拘置中に深刻な健康上の問題を抱えていたが、治療はほとんど受けられなかった。その年の間に保健省 (Ministry of Health) によって公開された情報は、全国の様々な刑務所にいる囚人の約62パーセントが、独房監禁、過密状態、適正な医療設備とサービスの不足の結果として、精神衛生上の問題に苦しんでいたことを伝えているという。」¹⁰²

3.20.6 「公判前の拘置は、しばしば警察署内の留置所で行われるが、留置所の条件は多様であった。警察署での公判前の拘置についての報告は、劣悪な衛生状態、訪問者(家族と弁護士を含める)へのアクセスの不足、及び被拘置者への警官による虐待を示した。」¹⁰³

3.20.7 「拘置に関する透明性の不足のため、記録管理が適正であったかどうかを判断することは困難であった。当局は非暴力的な犯罪者について、代替的な刑罰を採用しなかった。刑務所には、不満に対応するためのオンブズパーソンがいなかった。法律扶助クリニックは、囚人のためにいくつかの刑務所に存在した。当局は一般に訪問者を許可した。場合によっては、囚人への家族の面会は1年あたり二、三回に限定された。テロ活動で告発された囚人の家族は、受刑者への面会を妨げられた例について非難した。テロ活動で罪に問われた者は、彼らが所属していた政党の弁護士又は担当者との面会

¹⁰⁰ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰¹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰² [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰³ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

を許されなかったという報告もあった。囚人は、裁判の間に裁判長に対して刑務所の状態又は扱いについての不満を表明することを許された。」¹⁰⁴

3.20.8 「その年 [2012 年] の間に、赤十字国際委員会 (ICRC : International Committee of the Red Cross) は全国の州刑務所を訪問した。政府による総合アセスメントが定期的な ICRC アクセスへの道を再び開いた後に、訪問が実現した。政府は 2004 年以来そのようなアクセスを制限していた。州当局は、政府と NGO の代表が第三者の立ち合いなしで定期的に囚人と面会することを許可した。広範な人権侵害についての非難への対応として、エチオピア人権委員会 (EHRC) が連邦及び州の拘置所を監視し、刑務所の職員や囚人から聴き取りを行った。」¹⁰⁵

3.20.9 「政府は、NGO が連邦刑務所、警察署、政治犯にアクセスするのを拒否したが、外国の資金源から無制限の資金を集めて、人権弁護に従事することを許される免除を与えられた 3 つだけの組織の 1 つである国内 NGO の全刑務所の友愛のための正義エチオピア (Justice For All-Prison Fellowship Ethiopia) [JFA-PFA] は例外だった。JFA-PFE は、囚人と面会することを許されており、囚人の温情のためのチャンスを高めることに積極的な役割を果たした。」¹⁰⁶ 「政府と刑務所当局は、刑務所条件を改善する JFA-PFE の取り組みに概ね協力した。JFA-PFE は Adama と Mekele でモデル刑務所を運営したが、他の刑務所で認められるものよりもかなり良い条件によっていた。政府はその年[2012 年]の間に、ティグレ、アムハラ、オロミアの各州と南部諸民族州 (SNNPR) で刑務所の修理に着手した。」¹⁰⁷

3.20.10 アムネスティ・インターナショナルは、2012 年のエチオピアの人権報告において次のように述べている。「囚人への拷問や他の虐待は、特に公判前の警察留置における取り調べの際に蔓延していた。一般に、囚人は殴られ、叩かれ、棒や他の物によって殴打され、手錠をかけられて壁又は天井から吊るされ、睡眠を許されず、長期にわたって独房監禁状態に置かれる場合があった。場合によっては感電死、陸での溺死、生殖器への重りのぶら下げなども報告された。多くの囚人は、供述書にサインすることを強制された。囚人は、他の囚人に対して体罰を与えることも強要された。法廷での証言を含めて、被拘置者によってされた拷問の告発は調査されなかった。拘置中の死亡は報告された。」¹⁰⁸

3.20.11 2012 年の米国国務省報告書は次のように述べている。「保安担当官が被拘置者を拷問し、さもなければ虐待したとの報告が多数見受けられた。2010 年に、国連拷問禁止

¹⁰⁴ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰⁵ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰⁶ [米国国務省、2012 年人権慣行に関する国別報告書、エチオピア、2013 年 4 月 19 日、セクション 5、人権侵害の疑いについての国際的及び非政府調査に関する政府の態度、19 ページ](#)

¹⁰⁷ [米国国務省：2012 年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013 年 4 月 19 日：セクション 1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 刑務所及び拘置所の状態](#)

¹⁰⁸ [アムネスティ・インターナショナル 2013 年報告 \(2012 年 1 月から 12 月までの期間をカバー\)：世界の人権状態、エチオピア：拷問その他の虐待、2013 年 5 月 23 日](#)

委員会は、警察、看守、その他の治安部隊のメンバーによる「拷問の日常的な使用」に関する「数多くの、現在も続く、一貫した告発」について深く懸念していると報告した。」¹⁰⁹

3.20.12 結論：刑務所と警察留置場の状態は、苛酷で、過密状態によって潜在的に致命的であり、医療、食物、及び衛生管理が不足している。拷問や他の虐待は警察署と収容所に広範囲に及んでおり、自白を引き出すために使われる。状態は第3条の限界を越える可能性があり、そのような場合には人道的保護の付与が適切であろう。

3.20.13 ケースワーカーが、ある人がエチオピアへの帰還において収監に直面する可能性があると考えられる場合、申請者の行動が[難民条約の第1条F](#)による追放に値するかどうかとも検討すべきである。ケースオーナーが、これが事実である可能性があると考えられる場合、さらなる指針のために上級ケースワーカーに連絡すべきである。

4. 自らの権利を請求する未成年者

4.1 庇護またはHPを付与されていない、自らの権利を請求している未成年者は、当人が送還される予定の国で、安全かつ適正な受け入れの準備が整っていることを国務大臣が納得した場合にのみ、送還されることが可能である。

4.2 現在、エチオピアに家族のない未成年者のために、適正な代替的受け入れ、支援、及びケアの準備が整っているという、確認されるべき不十分な情報がある。送還不可能な者は保護者のいない子どもの庇護申請者（UASC : Unaccompanied Asylum Seeking Children）として許可について検討されるべきである。

4.3 庇護が請求された後にできるだけ早く UASC の家族を追跡する努力を払い、一方でそのような努力が当の児童、及び／又は家族の安全を脅かさないことを保証することが、2005年庇護申請者（受け入れ条件）規則の第6則が国務長官に課している義務である。

4.4 潜在的に、UASC の家族を追跡する努力を補助するために利用されるかもしれない、エチオピアにおけるインフラについての情報は、出身国情報サービス（COIS : Country of Origin Information Service）から得ることができる。

4.5 ケースワーカーは、安全かつ適正な受け入れ準備、UASC の許可、及び家族の追跡の可用性の評価に関する詳細情報について、AI : [児童からの庇護申請の処理](#)を参照すべきである。家族の追跡に関する追加情報は、[KA \(アフガニスタン\) その他 \[2012年\] EWCA civ1014](#)における控訴院判決についての[暫定指針](#)から得ることができる。

¹⁰⁹ [米国国務省：2012年人権慣行に関する国別報告書：エチオピア：2013年4月19日：セクション1。人間の完全性の尊重、以下からの自由を含む：c. 虐待その他の残酷な、非人道的な、又は劣悪な扱いもしくは処罰](#)

5. 医療

- 5.1** 庇護申請が却下されて、当人の出身国において利用不可能であるか、又はアクセスするのが困難であるかのいずれかである治療を必要とするという理由で残留することを求める人は、当人の国に移送されないであろう。ただし、これが ECHR に基づく私達の義務と一致しないことを条件とする。
- 5.2** ケースワーカーは、各事案の個々の要因に適切な考慮を払い、当該国における治療の可用性に関係する最新の利用可能な出身国情報を参照するべきである。もし情報が容易に利用可能でなければ、COI サービス (COIS) に情報要請書を提出するべきである。
- 5.3** ECHR 第 3 条に定める限界は、高い限界である。それは単に、必要とされる治療が出身国において利用できないか、又は容易にアクセス可能でないかの問題ではない。 [N \(FC\) 対 SSHD \[2005 年\] UKHL31](#) の訴訟における貴族院 (House of Lords) 判決によれば、それは、「申請者の病気がそのような重大な段階に達した (すなわち彼は危篤である) ので、彼が威厳をもってその運命に遭うことを可能にするために、そこに利用可能な看護がない限り、彼が現在受けている看護を彼から奪い、彼を家で早い死に追いやることは非人道的な処理であるかどうか」である。その判決は 2008 年 5 月に欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) によって支持された。
- 5.4** その基準は上位審判所 (UT : Upper Tribunal) でも引き続き踏襲されている。 [GS 及び EO \(第 3 条 – 健康事案\) インド \[2012 年\] UKUT 00397\(IAC\)](#) の訴訟において、UT は、移送の結果としての治療の撤退による平均余命の劇的な短縮が、第 3 条の義務を保証する非常に例外的な事案に相当しえないと考えた。しかし、UT は、子ども、治療の差別的な否定、内戦又は同様の人為作用を通じた資源の不在に関係する場合に、高い限界アプローチから認知された出国があることも認めた。
- 5.5** 英国における治療に起因する申請者の病状の改善又は安定、及び追放における重大な、又は致命的な後退の見込みは、ゆえにそれ自体において追放を ECHR 第 3 条に反する非人道的処理にならしめないであろう。
- 5.6** すべての事案は出身国の条件を勘案して個々に検討されなければならないが、申請者は通常、帰還を妨げる例外的な状況、すなわち、申請者が帰還において医療又は家族の支援が見込めずに末期の病気の最終段階にいることなどの注目せずにはいられない人道上の検討事項があることを示す必要がある。
- 5.7** ケースワーカーが、個々の申請者の状況と出身国の状況が第 3 条または第 8 条に反して移送を実現させるであろうと考える場合、裁量許可 (discretionary leave) の付与は適切であろう。そのような事案は常に、裁量許可の付与に先がけて検討のために上級ケースワーカーに委託されるべきである。ケースワーカーは、付与する許可の適切な期間に関して、裁量許可に関する庇護指針を参照しなければならない。

6. 帰還

- 6.1 英国に滞在するいかなる法的根拠もない、却下された庇護申請者のエチオピアへの強制送還を妨げる方針はない。
- 6.2 旅行証明書を入手することの困難さその他といった、帰還の実用性に影響する要因は、庇護又は人権上の申し立ての利点を検討する際に考慮されるべきでない。しかし、申し立てが扶養家族を含む場合、帰還における彼らの状況は入国管理規則 (Immigration Rules) に沿って考慮されるべきである。
- 6.3 米国国務省は、2013年に次のように報告した。「エチオピアの国家情報公安部 (NISS) は、情報、国境警備、及び犯罪捜査に広範な権限を有しており、対テロ活動全般に責任を負う。エチオピアは、全国の他の入国地点と同様に、ボレ及びディレダワ国際空港 (Bole and Dire Dawa International Airports) の移民執行ステーションでも、個人識別安全比較・評価システム (Personal Identification Secure Comparison and Evaluation System)、PISCES、バイオメトリックのセキュリティ対策を使い続けた。」¹¹⁰
- 6.4 申請者が移送されない理由として提出され、以前に検討されていないどのような病状も、利用可能な最新の出身国情報と当該事案の具体的な事実を背景として十分に調査されなければならない。決定は、その後、[施行指針と手引 \(Enforcement Instructions and Guidance\) の第 53.8 章](#)に従って、移送が依然として正しい行動方針であるかどうかについて下されるべきである。
- 6.5 人々は、次の3つの方法のうちの1つにおいて、いつでも出身国／常住地に自主的に帰還することができる。
- 申請者が自ら手配して英国から出国する場合に、独りで英国から出国する
 - 英国移民局を通して手配された、自主的出国手続を通して英国から出国する、又は
 - [自主的帰還支援 \(AVR : Assisted Voluntary Return\)](#) 計画の1つに基づいて英国から出国する

各国訴訟班
内務省
2013年11月

¹¹⁰ [米国国務省：2012年国別報告書：テロ：エチオピア：2013年5月30日：立法、法の執行、及び国境警備。](#)